

第Ⅱ編 申請手續関係

第1節	許可申請手続き.....	3
第1	手続きの流れ.....	3
第2	許可申請書の提出先及び部数、手数料.....	4
第3	許可申請に必要な書類等.....	6
第4	審査.....	15
1	許可の基準.....	15
2	資力及び信用.....	15
3	工事施行者に必要な能力.....	16
4	土地所有者等の同意.....	17
5	地域の住民に対する周知等.....	18
6	設計者の資格.....	23
第5	許可証の交付.....	25
第6	許可情報の公表.....	25
第7	標識の掲示.....	26
第8	許可後の手続き.....	27
1	工事の着手届.....	27
2	変更許可申請.....	27
3	軽微な変更に係る届出.....	31
4	廃止・休止・再開に係る届出.....	31
5	定期報告.....	33
6	中間検査申請手続き.....	36
7	完了検査申請・確認検査申請手続き.....	38
8	地位の承継.....	40
第2節	その他の届出に関する手続き.....	43
第1	届出の提出先及び部数.....	43
第2	規制区域の指定の際行われている宅地造成等に関する工事の届出.....	44
1	届出フロー.....	44
2	届出に必要な書類等.....	46
3	内容確認.....	47
4	届出情報の公表.....	47
5	届出後の手続き.....	48
第3	擁壁等の除却に関する工事の届出.....	50
1	届出フロー.....	50
2	届出に必要な書類等.....	52
3	内容確認.....	52
4	届出後の手続き.....	52
第4	公共施設用地の転用の届出.....	55
1	届出フロー.....	55
2	届出に必要な書類等.....	56
第3節	資料.....	57

第1節 許可申請手続き

第1 手続きの流れ

「第Ⅰ編 盛土規制法の解説」のⅠ-15頁により工事の許可申請が必要となった場合の手続きの流れについては図-Ⅱ.1.1.1のとおり。

申請については、周辺住民への周知や土地所有者等の同意取得に係る期間、申請書類の追加・修正にかかる期間、書類が整ってから審査にかかる期間を考慮し、工事の着手予定日から逆算して余裕をもって行う必要がある。

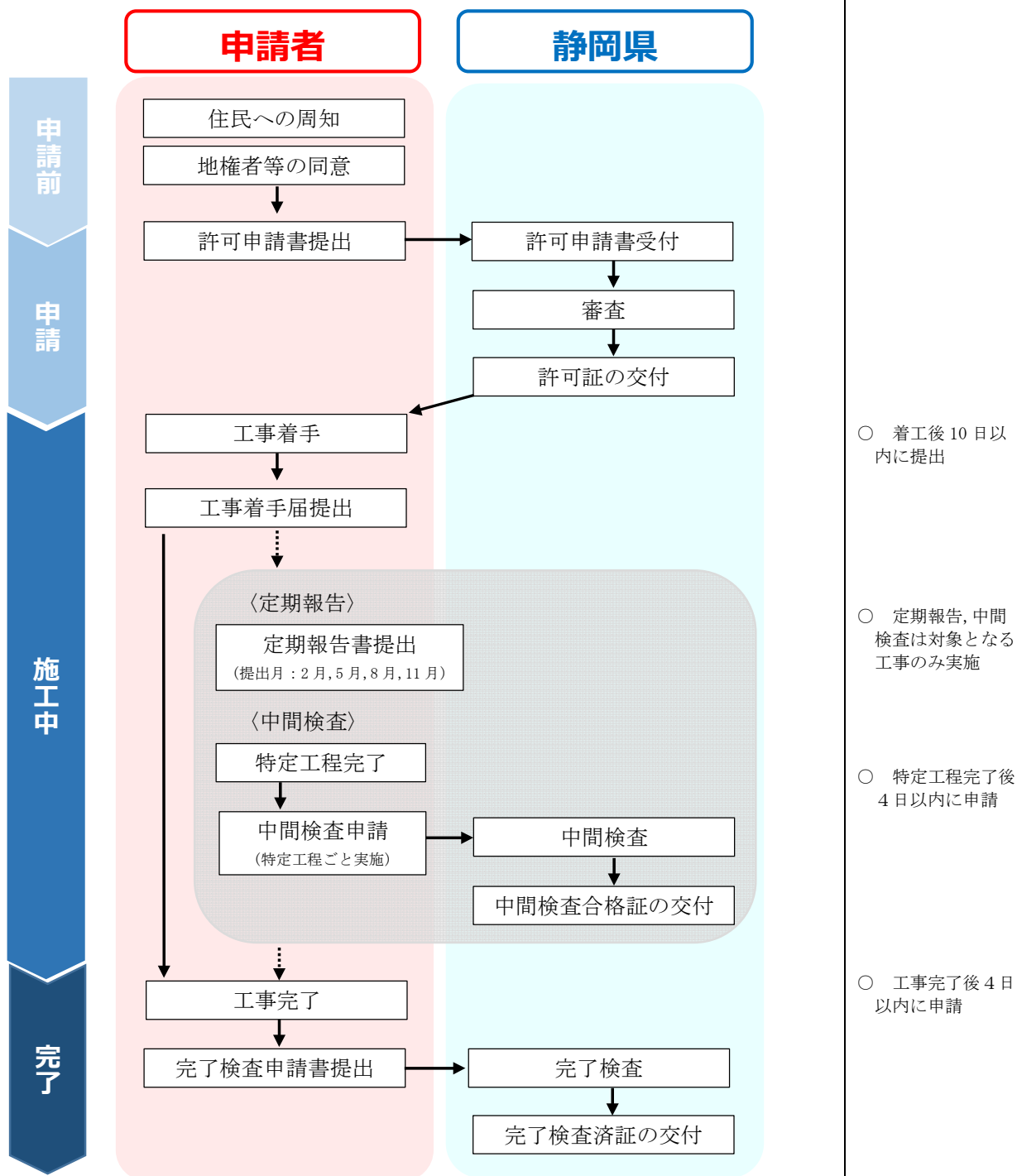


図-Ⅱ.1.1.1 手続きの流れ

第2 許可申請書の提出先及び部数、手数料

許可等の事務は、静岡県と政令市（静岡市、浜松市）がそれぞれ行っている。県が許可権者となる市町の区域内で行われる工事について、許可申請書の提出先は表-Ⅱ.1.2.1のとおり。なお、審査を行う機関は規制区域や工事の規模により表-Ⅱ.1.2.2のとおり分かれる。また、申請書及びその後の提出書類の提出部数・提出方法は、表-Ⅱ.1.2.3に示すとおりとする。

なお、申請に当たっては表-Ⅱ.1.2.4に示す申請手数料を静岡県収入証紙により収めなければならない。

表-Ⅱ.1.2.1 提出先

計画地	提出先	所在地	連絡先
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	下田土木事務所 維持管理課	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2108
熱海市、伊東市	熱海土木事務所 用地管理課	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	0557-82-9062
沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、伊豆市、小山町、長泉町、清水町、函南町	沼津土木事務所 管理課	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	055-920-2210
富士市、富士宮市	富士土木事務所 維持管理課	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2234
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	島田土木事務所 維持管理課	〒427-0019 島田市道悦 5-7-1	0547-37-5274
御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、森町	袋井土木事務所 維持管理課	〒437-0042 袋井市山名町 2-1	0538-42-3215
湖西市	浜松土木事務所 維持管理課	〒430-0929 浜松市中央区中央 1-12-1	053-458-7261

表-Ⅱ.1.2.2 審査機関

区 分		審査機関	計画地
宅造成等 工事規制区域	特定盛土等 規制区域		
下記以外もの 全て	全て	盛土対策課	全県
盛土・切土・ 土石の堆積の 面積が 500 m ² 以下のもの	—	沼津土木事務所 管理課	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、伊豆市、小山町、長泉町、清水町、函南町
		富士土木事務所 維持管理課	富士市、富士宮市
		島田土木事務所 維持管理課	島田市、藤枝市、焼津市、牧之原市、川根本町、吉田町
		袋井土木事務所 維持管理課	御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、森町、湖西市

表-Ⅱ.1.2.3 部数・提出方法等

区分		提出 部数	提出時期	提出方法	標準処 理期間
許可 関係	許可申請書	1 部	工事への着手前	窓口提出	60 日
	変更許可申請書	1 部	工事計画の変更前		60 日
	中間検査申請書	1 部	特定工程完了から 4 日以内		—
	完了検査申請書	1 部	工事完了から 4 日以内	電子申請	—
	工事の着手届	1 部	工事着手から 10 日以内		—
	定期報告	1 部	2, 5, 8, 11 各月末日		—
	軽微な変更の届出書	1 部	変更後遅滞なく		—
	地位の承継届出書 (一般承継)	1 部	承継後遅滞なく		—
	地位の承継の承認申請書 (特定承継)	1 部	承継した者による工事着手前		20 日
	安全上の措置に関する承認申請書	1 部	工事の廃止等届出の前		—
	工事の廃止等届出書	1 部	廃止・休止の前 (再開の場合は 15 日以内)		—
その他	適合証明交付請求書	1 部	—		—

表-Ⅱ.1.2.4 申請手数料

面積 (㎡)		許可申請		中間検査
		宅地造成・特定盛土等	土石の堆積	
500 以内		16,000 円	11,000 円	3,000 円
500 超 1,000 以内		28,000 円	14,000 円	
1,000 超 2,000 以内		40,000 円	16,000 円	
2,000 超 3,000 以内		59,000 円	20,000 円	4,000 円
3,000 超 5,000 以内		68,000 円	29,000 円	6,000 円
5,000 超 10,000 以内		93,000 円	32,000 円	
10,000 超 20,000 以内		148,000 円	39,000 円	
20,000 超 40,000 以内		229,000 円	54,000 円	12,000 円
40,000 超 70,000 以内		359,000 円	74,000 円	24,000 円
70,000 超 100,000 以内		508,000 円	111,000 円	43,000 円
100,000 超		657,000 円	136,000 円	62,000 円

第3 許可申請に必要な書類等

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 次の表に掲げる図面（略）
- 二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 三 令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
- 四 令第8条第1項第1号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
- 五 第1号の表に掲げる図面（令第21条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類
- 六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第16条第3項第1号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
- 八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 登記事項証明書
 - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- 九 別記様式第3の資金計画書
- 十 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類
- 十一 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
- 十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第4の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 次の表に掲げる図面（略）
- 二 第32条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
- 三 第34条第1項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
- 四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
- 六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 登記事項証明書
 - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- 七 別記様式第5の資金計画書
- 八 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類
- 九 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
- 十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

※特定盛土等規制区域については、第63条で同様に規定

【細則】

(工事の安全性を確かめるために必要な書類)

第4条 省令第7条第1項第12号又は第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土又は切土をしようとする土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 盛土又は切土をしようとする土地の求積図
- (3) 工程表
- (4) 防災計画平面図
- (5) 防災施設構造図
- (6) 防災施設構造計算書
- (7) 排水施設流量計算書
- (8) 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事主が個人であるときは直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、法人であるときは直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 様式第3号による信用に関する申告書
- (11) 様式第4号による工事施行者の能力を証する書類
- (12) 工事施行者が個人であるときは住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類、法人であるときは登記事項証明書
- (13) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 省令第7条第2項第10号又は第63条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 土石の堆積を行おうとする土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 土石の堆積を行おうとする土地の求積図
- (3) 工程表
- (4) 排水施設流量計算書
- (5) 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の土石の堆積に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類
- (6) 工事主が個人であるときは直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、法人であるときは直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (7) 様式第3号による信用に関する申告書
- (8) 様式第4号による工事施行者の能力を証する書類
- (9) 工事施行者が個人であるときは住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類、法人であるときは登記事項証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

【解説】

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は、表-Ⅱ.1.3.1のとおり。なお、申請内容により、工事の安全性を確かめるため、その他の図書の添付を求める場合がある。また、申請書の提出を工事主以外が行うときは、表-Ⅱ.1.3.1の書類に加えて委任状が必要となる。提出書類は、表-Ⅱ.1.3.1に記載の順番に綴り、図-Ⅱ.1.3.1のとおりインデックスを添付すること。（インデックスは添付書類に直接貼り付けず、仕切り紙に添付すること。）

表-Ⅱ.1.3.1 申請書類一覧

【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否		△：要 否 判 断 ●：書類の詳細
		宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
	申請書類チェックリスト(参考様式1号・2号)	○	○	
	技術的基準適合チェックリスト(参考様式3号・4号)	○	○	
	申請書(省令様式第2又は第4)	○	○	● 工事に係る土地が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域内に跨がる場合にあっては宅地造成等工事規制区域の規定を選択すること
1	位置図	○	○	● Ⅱ-10 頁の「表-Ⅱ.1.3.2 図面の詳細」 参照
2	工程表	○	○	● 宅地造成、特定盛土等では特定工程に係る工事がある場合はその施工時期を明示 ● 土石の堆積では年間の搬入・搬出量等について記載
3	工事をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図	○	○	● 撮影位置図には撮影した位置・方向・日時を記載すること
4	住民周知措置実施報告書(細則様式2号)	○	○	● Ⅱ-18 頁の「5 地域の住民に対する周知等」 参照
	住民周知措置チェックリスト(参考様式9号)	○	○	
5	工事施行者の能力を証する書類(細則様式4号)	○	○	
	工事施行者の登記事項証明書(法人の場合)又は住民票の写し(個人の場合)	○	○	● 申請日前3ヶ月以内に取得したもの ● 登記事項証明書は「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類とすることも可能 ● 住民票の写しは個人番号カードの写し(表面のみ)とすることも可能 (個人番号が記載されている裏面の写しは添付しないこと。)
6	土地調書(参考様式6号)	○	○	● 工事をしようとする土地の権利関係について記載すること
	土地権利者同意書(参考様式5号)	○	○	● Ⅱ-17 頁の「4 土地所有者等の同意」 参照 ● 契約書等で同意を確認するために必要な事項が記載された書類でも可能
	宅地造成等に関する工事をしようとする土地(工事に関連して一体的に利用する全ての土地)の登記事項証明書及び公図の写し	○	○	● 申請日前3ヶ月以内に取得したもの ● 登記事項証明書は、登記事項要約書や「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類とすることも可能 ● 公図は、Ⅱ-10 頁の「表-Ⅱ.1.3.2 図面の詳細」を参照し、着色、合成公図の作成を行うこと
7	図面を作成した者が必要な資格を有する者であることを証する書類	△	△	△ 以下のいずれかに該当する場合 ・ 高さが5mを超える擁壁を設置する ・ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地において排水施設を設置する ・ 土石の堆積において構台、鋼矢板を設置する ● Ⅱ-23 頁の「6 設計者の資格」 参照
8	資力信用確認書類【法人の場合】			
	登記事項証明書	○	○	● 申請日前3ヶ月以内に取得したもの
	役員全員の住民票の写し	○	○	● 申請日前3ヶ月以内に取得したもの ● 会社法その他の法人の根拠法において規定する役員のうち、業務を執行する権限を有する者(例えば会社法において規定する取締役) ● 個人番号カードの写し(表面のみ)とすることも可能 (個人番号が記載されている裏面の写しは添付しないこと。)
	直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○	○	

	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表	○	○	
	信用に関する申告書(細則様式3号)	○	○	
	資金計画書(省令様式3又は5)	○	○	
	融資証明書	○	○	● 資金計画書の裏付けとして必要なものを提出
	預貯金残高を証する書類			
	その他の盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類			
	資力信用確認書類【個人の場合】			
	住民票の写し	○	○	● 申請日前3ヶ月以内に取得したもの ● 個人番号カードの写し(表面のみ)とすることも可能(個人番号が記載されている裏面の写しは添付しないこと。)
	直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○	○	
	信用に関する申告書(細則様式3号)	○	○	
	資金計画書(省令様式3又は5)	○	○	
	融資証明書	○	○	● 資金計画書の裏付けとして必要なものを提出
	預貯金残高を証する書類			
	その他の盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類			
9	構造計算書			
	擁壁等の構造計算書	△	－	△ 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 ● 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
	地盤の安定計算書	△	－	△ 安定計算を要する盛土を施工する場合
	防災施設構造計算書	△	△	△ 宅地造成、特定盛土等で構造計算を要する防災施設を設置する場合 △ 土石の堆積で以下のいずれかに該当するもの ・ 傾斜地盤(勾配1/10以上)に土石の堆積を行う場合で土石の崩壊防止の措置(構台等)を行うもの ・ 空地等を設けずに土石の堆積を行う場合で土石の流出防止の措置(鋼矢板等)を行うもの
	排水施設流量計算書	○	○	
10	河川管理者等の同意を証する書類	△	△	△ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域外に水を放流する場合 ● 工事を行う土地の区域からの雨水排水について、放流先の施設管理者と調整池の設置の有無等を含め協議し、同意を得たことがわかる書類(協議記録等)
11	大臣認定擁壁を証する書類	△	△	△ 政令第17条に係る擁壁を用いる場合に必要
12	図面			
	地形図	○	○	● II-10頁の「表-II.1.3.2 図面の詳細」 参照 △ 崖が発生する場合や該当する施設を設置する場合
	土地の平面図	○	○	
	土地の断面図	○	○	
	排水施設の平面図	○	－	
	崖の断面図	△	－	
	擁壁の断面図	△	－	
	擁壁の背面図	△	－	
	崖面崩壊防止施設の断面図	△	－	
	崖面崩壊防止施設の背面図	△	－	
	求積図	○	○	
	防災計画平面図	△	○	
	防災施設構造図	△	－	

表-Ⅱ.1.3.2 図面の詳細

図面の名称	縮尺	事項	その他
位置図	1/10,000 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 施行区域の境界 (赤線) (4) 道路、河川等の公共施設、学校、人家、その他目標となる地物	
公図写	公図のとおり	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 境界 ・施行区域の境界 (赤線) (4) 地番、地目、所有者名 (5) 官有地の種別 ・河川 (淡青色) ・道路 (淡赤色)	1 法務局備付けのものの写しに、官有地は種別ごとに色分けをすること。 2 複数の公図に跨る場合は、合成公図を作成し、作成年月日及び作成した者の氏名を記載すること。 3 施行区域とは、工事をする土地及び工事に関連する土地の区域をいい、工事に関連する土地とは、土地の形質の変更を行わない土地を含み、工事に関連して一体的に利用する土地をいう。 4 工事をする土地の区域とは、土地の形質の変更を行う土地の範囲又は土石の堆積を行う土地の範囲をいう。 5 施行区域の境界と工事をする土地の区域の境界が同一の場合は、赤線のみとすること。
地形図 (現況平面図)	1/2,500 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 境界 ・施行区域の境界 (赤線) ・工事をする土地の区域の境界 (青線) (4) 施行区域内および周辺の道路、河川、水路その他公共の用に供する施設 (5) 施行区域内および周辺、境界附近隣地の建築物又は構造物、地形	1 構造物とは擁壁、石積、塀、門、車庫、階段等 2 標高差 2m の等高線または各地盤高の表示すること。
土地の平面図 (宅地造成又は特定盛土等)	1/2,500 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 境界 ・施行区域の境界 (赤線) ・工事をする土地の区域の境界 (青線) (4) 盛土又は切土 ・盛土 (淡橙色) : 高さ、面積、土量 ・切土 (淡黄色) : 高さ、面積、土量 (5) 擁壁その他の構造物の位置、種類、高さおよび延長 (6) 土地の形状及び計画高 (7) 調整池、沈砂池等の位置、形状及び名称 (8) 周辺道路、排水施設との接続関連 (9) 縦横断線の測線とその記号 (10) BM の位置及び高さ (11) 凡例	1 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 2 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 3 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 4 許可を要する擁壁のベースラインを点線で記入すること。 5 必要な範囲の外周区域を包括したものであること。 6 その他の構造物とは、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留を指す。 7 排水先等で河川占用許可等を受けている場合は、該当箇所を明示し許可番号・日付を記載すること。

図面の名称	縮尺	事項	その他
土地の平面図 (土石の堆積)	1/2, 500 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 境界 ・施行区域の境界 (赤線) ・工事をする土地の区域の境界 (青線) (4) 土石の堆積 (淡橙色) ・最大時に堆積する高さ、面積、土量 (5) 空地の位置 (6) 立入り防止柵等の位置 (7) 排水施設 (側溝等) の位置、形状及び流水方向 (8) 計画地盤の流水方向 (9) 土砂の流出防止措置 (鋼矢板等) の位置及び内容 (10) 周辺道路、排水施設との接続関連 (11) BMの位置と高さ及び縦横断面線の側線とその記号 (12) 凡例	1 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 2 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 3 必要な範囲の外周区域を包括したものであること。 4 排水先等で河川占用許可等を受けている場合は、該当箇所を明示し許可番号・日付を記載すること。
土地の断面図 (宅地造成、特定盛土等)	1/2, 500 以上	(1) 縮尺 (2) 測点番号 (3) 横断線の位置と記号 (4) 地盤高及び土質の種別 (5) 計画高 (赤線) ・盛土 (淡橙色) ・切土 (淡黄色) (6) 法面形状及び法長、法高寸法 (法面勾配、小段、小段排水溝) (7) 工作物の記入ならびにその高さ、勾配等の寸法 (8) 崖、擁壁、道路、河川、水路施設等の位置及び形状	1 区域外の地形を含んだ断面を少なくとも1断面作成すること。 2 縦横断で最大の高さとなる箇所、断面の変化点がある箇所毎に作成すること 3 斜面地においては、段切りの計画を記載すること。 4 土量計算時に、平均断面法を用いる場合は、根拠となる各盛土・切土の断面積を記載すること。
土地の断面図 (土石の堆積)	1/2, 500 以上	(1) 縮尺 (2) 測点番号 (3) 横断線の位置と記号 (4) 地盤高 (5) 計画高 (赤線) (6) 空地の位置 (7) 立入り防止柵等の位置 (8) 法面勾配及び、法高 (9) 工作物の記入ならびにその位置の高さ、勾配等の寸法	1 区域外の地形を含んだ断面を少なくとも1断面作成する。 2 縦横断で最大の高さとなる箇所、断面の変化点がある箇所毎に作成すること 3 土量計算時に、平均断面法を用いる場合は、根拠となる各盛土断面積を記載すること。
排水施設の平面図	1/500 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 境界 ・施行区域の境界 (赤線) ・工事をする土地の区域の境界 (青線) (4) 排水施設の位置、種類、形状、内法寸法、勾配、延長、流水方向 (5) 吐口の位置、形状及び高さ (6) 放流先河川または水路の名称および断面寸法 (7) 排水管を公共下水道に接続する場合にあっては、その位置、構造及び系統名称 (8) 集水系統ブロック記号、流水方向 (9) 調整池、沈砂池等の位置、形状、規模及び名称 (10) 凡例	1 放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したものであること。 2 排水流末が遠隔地である場合は、これとの接続 (改修計画を必要とする場合は、当該関係区間まで) についての関係図書を添付すること。 3 土地の断面図との同じ縮尺にすることも可

図面の名称	縮尺	事項	その他
排水施設の平面図 (排水流域図)	1/500 以上	(1) 方位 (2) 境界 ・ 施行区域の境界 (赤線) ・ 工事をする土地の区域の境界 (青線) (3) 流域界、集水区域界及び集水系統 (4) 集水系統別、流出係数別の面積及び流出係数 (5) 流量計算とのその記号 (6) 地表水及び排水の流水方向	1 流域及び集水区域別に色分けすること。 2 別途求積図を作成すること。 3 流域を変更する場合は、現況と計画とを区別して表示すること。
崖の断面図	1/50 以上	(1) 縮尺 (2) 崖の高さ及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) (3) 切土及び盛土法面の勾配、寸法 ・ 盛土 (淡橙色) ・ 切土 (淡黄色) (4) 地盤高 (5) 計画高 (赤線) (6) 崖面の保護の方法 (構造物の位置、形状及び名称) (7) 法面の小段の位置、大きさ、排水方法	擁壁で全面で覆っている場合は、省略可能とする。
擁壁の背面図	1/50 以上	(1) 縮尺 (2) 擁壁の全高、見かけ高さ、根入れ寸法、延長及び種類 (3) 水抜穴の位置、材料及び内径 (4) 透水層の位置、材料及び寸法 (5) 止水コンクリートの位置、材料及び寸法 (6) 伸縮目地の位置、材料及び寸法 (7) 法面の高さ	
擁壁の断面図 (練積み造り擁壁)	1/50 以上	(1) 縮尺 (2) 構造 a. 勾配及び高さ b. 石材寸法 c. 裏込コンクリートの品種及び寸法 (天端、地盤面、基礎位置) d. 基礎構造材料、品質、寸法 e. 透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤高ならびに天端、盛土土羽の勾配 f. 水抜穴の構造及び寸法	
擁壁の断面図 (鉄筋コンクリート擁壁)	1/50 以上	(1) 縮尺 (2) 構造 a. 擁壁の寸法(正面図、断面図等の作成) b. 使用コンクリートの品質 c. 鉄筋寸法及びかぶり寸法 (配筋図、鉄筋 加工図及び鉄筋表等の作成) d. 施行目地及び伸縮目地の位置、構造及び寸法 e. 基礎構造の種類及び寸法 f. 透水層の位置、構造、寸法 g. 擁壁を設置する前後の地盤面及び土質。なお、天端より土羽を打った場合、その勾配及び法長寸法 h. 構造計算書 i. 水抜穴の構造、品質及び寸法 j. 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	

図面の名称	縮尺	事項	その他
擁壁の断面図 (無筋コンクリート擁壁 その他構造物)	1/50 以上	(1) 縮尺 (2) 構造 ・練積み造り擁壁及び鉄筋コンクリート擁壁に準ずる。	
崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上	(1) 縮尺 (2) 崖面崩壊防止施設の種類及び名称 (3) 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 (4) 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 (5) 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 (6) 基礎地盤の土質 (7) 透水層の位置及び寸法	
崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上	(1) 縮尺 (2) 崖面崩壊防止施設の寸法 (3) 水抜穴の位置、材料及び内径 (4) 透水層の位置及び寸法	
求積図	－	(1) 施行区域の面積 (2) 工事をする土地の面積	CAD ソフト等により面積を求積している場合は、計画平面図に面積、求積方法を記載すること。
防災計画平面図	1/2, 500 以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 防災施設（赤線）（土留柵、擁壁、調整池、沈砂池、堰堤、仮排水路等の施設の種類、位置及び寸法） (4) 流水方向（調整池、沈砂池、堰堤、仮排水路等）	
防災施設構造図	1/50 以上	(1) 縮尺 (2) 防災施設構造詳細図（土留柵、調整池、沈砂池、堰堤、仮排水路等の詳細） a. 構造断面図 b. 材料及び品質 c. 形状及び寸法	1 沈砂池を設置する場合は、容量計算書、流出土砂量計算書を作成すること 2 調整池を設置する場合は、容量・放流量計算書を作成すること
防災施設構造図 (排水施設)		(1) 縮尺 (2) 排水施設施設構造詳細図（開渠、暗渠、落差工、吐口、集水桝等） a. 構造断面図 b. 材料及び品質 c. 形状及び寸法 (3) 幹線排水路縦横断面図	排水施設を設置する場合は、排水量計算書を作成すること。

インデックス用仕切り紙

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

（第12条第1項）

※手数料欄

＜宅地造成及び特定盛土等に関する工事編＞ 許可申請書類一覧

略称	書類の種類	色必須 ○印を あれば	明示すべき事項	備考	チェック (✓)	根拠 法令	審査 手順
申請書	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請書	○	様式内の必要項目	法令別記様式第二	☐	第67条第1項	○
図面1	位置図	○	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	☐		
図面2	地形図	○	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500以上 2mの等高線を示す等高線	☐		
図面3	土地の平面図	○	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の区分、盛土、掘削、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地盤の崩壊防止等に関する事項並びに地盤の調査結果の記載	縮尺：1/2,500以上 ・断面図と整合できる記号 ・地盤、地盤改良等の位置及び ・掘削、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と整合できる記号	☐		
図面4	土地の断面図	○	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500以上 ・高低差の大きい箇所	☐		
図面5	排水施設の平面図	○	排水施設の位置、種類、材料、形状、勾配及び水の流れる方向並びに排水口の位置及び排水先の名称	縮尺：1/500以上	☐	第67条第1項	○-1
図面6	崖の断面図	○	崖の高さ、勾配及び土質（土質の構成が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地盤の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/500以上	☐		
図面7	擁壁の断面図	○	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、鋼鉄コンクリートの寸法、排水等の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎の位置、材料及び寸法	縮尺：1/500以上	☐		
図面8	擁壁の背面図	○	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水管の位置及び寸法	縮尺：1/500以上	☐		
図面9	崖面崩壊防止施設の断面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎の位置及び寸法	縮尺：1/500以上	☐		
図面10	崖面崩壊防止施設の背面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水管の位置及び寸法	縮尺：1/500以上 ・水抜穴及び透水管に係る事項は、必要に応じて記載	☐		
図面11	防災計画平面図	○	初期における土壌、地盤状況（盛土、切土、色分け）、防災計画状況（土留め、擁壁、掘削、排水等）の位置及び寸法	縮尺：1/2,500以上	☐		○-10
図面12	防災施設構造図・断面図	○	防災施設状況（土留め、擁壁、掘削、排水等）の断面図	縮尺：1/500以上	☐		○-10
書類1	擁壁の構造計算書	○	鋼鉄コンクリート造又はコンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の断面、構造計算、耐力算定及び断面計算を記載	（任意様式）	☐	第67条第1項	○-2
書類2	盛土の安定計算書	○	深さ等について高さ15mを超える盛土をするときは（第67条第2項2号）、土質試験結果に基づき地盤の安定計算を記載	（任意様式）	☐	第67条第1項	○-3
書類3	崖面の安定計算書	○	崖面を掘削する場合は（第67条第1項1号）、土質試験結果に基づき地盤の安定計算を記載	（任意様式）	☐	第67条第1項	○-3
書類4	設計者資格	○	高さ5mを超える掘削又は掘削1.50mを超える盛土、切土における排水施設（第67条第21条各号）の設計者が資格（第67条第22条各号）を有する者であることを証明する書類	（任意様式）	☐	第67条第1項	○-4
書類5	土地付近状況写真	○	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	（任意様式）	☐	第67条第1項	○-5
書類6	申請者の説明書類	○	申請者が個人の場合、住民票の写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証明する書類 申請者が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の名簿及び住所を証明する書類	（任意様式）	☐	第67条第1項	○-6
書類7	資金計画書	○	工事主が当該工事を行うために必要な資金を示す資金計画書	法令別記様式第三	☐	第67条第1項	○-7
書類8	土地所有者等の同意	○	土地所有者等（法12/30条2項4号）の全ての同意を得たことを証明する書類	（任意様式）	☐	第67条第1項	○-8
書類9	周辺地域住民への周知	○	土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知（法11/29条）を証明する書類	（任意様式）	☐	第67条第1項	○-9
書類10	工事施工者の能力に關する申告書	○	申請者が個人の場合、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類 申請者が法人の場合、直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類	施行規則様式第○	☐	第67条第1項	○-10
書類11	土地登記簿謄本・公図	○	申請日前3ヶ月以内に取得した、工事の施行区域内の土地登記簿謄本等	（任意様式）	☐	第67条第1項	○-10
書類12	工程表	○	特定工程に係る工事がある場合はその施工時期を記載	参考様式第○	☐	第67条第1項	○-10
書類13	税の納付を証明する書類	○	申請者が個人の場合、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類 申請者が法人の場合、直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類	金庫様式第○	☐	第67条第1項	○-10
書類14	盛土等に要する資金を調達することができることを証明する書類	○	融資証明書、預貯金残高を証明する書類、その他の盛土等に要する資金を調達することができることを証明する書類 資金計画書の裏付けとして必要なものを提出	（任意様式）	☐	第67条第1項	○-10
書類15	誓約書	○	記入する役員の名簿は「役員の名簿」と同じ	金庫様式第○	☐	第67条第1項	○-10
書類16	大臣認定施設を証明する書類	○	第67条第17条に係る施設を用いる場合に必要	金庫様式第○	☐	第67条第1項	○-10

9-1 計算書

9-2 計算書

9-3 計算書

1 位置図

2 工程表

3 写真

4 周住知民

5 施工者

6 調土書地

7 有資格

8 信用力

10 放流先

11 掘削壁定

12 図面

図-Ⅱ.1.3.1 インデックスイメージ

第4 審査

1 許可の基準

法第12条及び第30条の許可を受けるためには、以下の6つの全ての基準に適合する必要がある。

- ① 工事の計画が技術的基準に適合するものであること。
- ② 工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があること。
- ③ 工事施行者に工事を完成するために必要な能力があること。
- ④ 工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
- ⑤ 申請の際には上記の他、住民への周知措置が講じられていること。
- ⑥ 有資格者による設計が必要な申請では、必ず有資格者が設計を行っていること。

①の技術的基準については第Ⅲ編「技術的基準」に記載しているため、本編では②～⑥について解説する。

2 資力及び信用

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第12条 (略)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三・四 (略)

3・4 (略)

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【解説】

法律では、事業が中断放置されることなく、適正に完遂されることを確保するために必要な資力及び信用があることを工事主に求めている。

工事の資力及び信用の判断は目的、内容及び規模を踏まえて、資金計画の妥当性、税の滞納の有無、暴力団員等との関係の有無、法令違反の有無等諸般の事情を総合的に考慮して判断することになる。

- 資金計画書
(省令様式3又は5)
- 信用に関する申告書
(細則様式3号)

【審査基準】

(1) 資力

工事内容により諸条件を総合して判断することとなる。

①から④までの全てを満たす場合は、工事に必要な資力を有するものと判断する。なお、①から④まで該当しない項目がある場合でも、説明を受け、工事を完遂することができる判断される場合には、資力を有するものとすることがある。

① 資金計画書に記載の自己資金その他調達可能な収入の額が、工事費等の支出を上回っていること。また、収入及び支出が工事主の事業規模に比して過大であったり、収入について事業収入を過当に見込んでいるなど、積算の適正さに疑われる内容がないこと。

② 用地の取得や防災施設の設置等の着工前に必要となる資金が確保できているこ

と。

③ 直前3年において、工事主が個人にあっては所得税、法人にあっては法人税について滞納がないこと。

④ 財務諸表等により、当該工事を実施できる経営状況であると判断できること。

(2)信用

工事内容により諸条件を総合して判断することとなる。

次の①から⑥まで全てを満たす場合は、原則として工事に必要な信用を有するものと判断する。

ただし、次の①から⑥までに該当しないものであっても工事の目的、内容及び規模からして、明らかに災害の発生のおそれが認められず、工事主が工事を行うことが相当と認められる場合にあっては、信用があると判断することもある。

また、申請時点で工事主が盛土規制法、又は他の土地の形質変更若しくは土石の堆積を規制する法令に関する指導等を受け、現在対応を求められ、又は対応している場合は、その対応状況が良好でないときは信用がないと判断する場合がある。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

② 法人にあっては、その役員に暴力団員等に該当する者がいないこと。

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

⑤ 盛土規制法又は同法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

⑥ 盛土規制法その他の土地の形質変更若しくは土石の堆積を規制する法令又はこれらの法令に基づく処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。

3 工事施行者に必要な能力

【法律】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第12条 （略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一・二 （略）

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 （略）

3・4 （略）

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【解説】

法律では工事施行者に必要な能力があることを許可の要件としており、工事内容に見合った施工能力を有することが求められる。

○ 工事施行者の能力を証する書類
（細則様式4号）

【審査基準】

工事内容により諸条件を総合して判断することとなる。

当該許可を受けようとする工事内容と同等以上の難易度、規模の事業実績を有している場合には原則、工事施行者が能力を有していると判断する。

実績がない場合には、建設業の許可や当該工事に必要な技術・経験を有する技術者の在籍等を考慮し、工事を完遂することができると判断される場合には能力を有するものとする。

4 土地所有者等の同意

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第12条 (略)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 当該宅地造成等に関する工事(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること

3・4 (略)

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【解説】

法律では事前に宅地造成等に関する工事をしようとする土地(工事に関連して一体的に利用する全ての土地)」の土地所有者等全員の同意を得ることを求めている。

同意を得たことを証する書類は同意書や契約書等で以下の事項が記載されているものとする。

- ① 権利者の住所・氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名・その主たる事務所の所在地)
- ② 土地の所在地及び地番
- ③ 権利の種類
- ④ 同意年月日
- ⑤ 工事の内容

次のいずれかの事業の施行に伴う工事の場合は、同意の取得に関する審査は省略される。(政令第5条第2項を参照)

- ① 土地区画整理法に規定する土地区画整理事業
 - ② 土地収用法の規定による告示に係る事業
 - ③ 都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業
 - ④ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に規定する住宅街区整備事業
 - ⑤ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業
 - ⑥ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業のうち同法に規定する使用権設定土地において行うもの
- 同意が必要な権利・不要な権利については表-Ⅱ.1.4.2のとおりとする。

○ 土地権利者同意書
(参考様式5号)

表-Ⅱ.1.4.2 同意が必要な権利・不要な権利

区分	詳細
同意が必要な権利	土地の所有権
	土地の地上権
	土地の質権（当該土地を占有する不動産質権に限る）
	土地の賃借権
	土地の使用貸借権
	土地の使用収益権（永小作権、地役権（権利の内容によっては不要）等）
同意が不要な権利	土地の抵当権
	土地の根抵当権
	土地の先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権を除く）
	土地上にある建築物のみに係る権利（賃貸住宅の賃借権）
	土地上にある工作物のみに係る権利

【審査基準】

当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

5 地域の住民に対する周知等

【法律】

（住民への周知）

第 11 条 工事主は、次条第 1 項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 29 条で同様に規定

【省令】

（住民への周知の方法）

第 6 条 法第 11 条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下この条及び次条第 1 項において「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下この条及び次条第 1 項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第 1 号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

第 12 条 令第 7 条第 2 項第 2 号（令第 18 条及び第 30 条第 1 項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前2号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第7条 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15mを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。
- 三 (略)

【解説】

許可申請に係る工事については、工事主に対し申請をする前に周辺住民に工事内容を周知することを義務付けている。なお、法は住民から同意を得ることまでは求めている。

(1) 周知の方法

住民への周知の方法は、以下のいずれかの方法により行うものとする。

- ① 工事の内容についての説明会の実施(以下、住民説明会)
- ② 工事の内容を記載した書面の配布(以下、書面配布)
- ③ 工事の内容の施行に係る土地及びその周辺の適当な場所への掲示+インターネットを利用しての住民への閲覧(以下、掲示等)

ただし、表-Ⅱ.1.4.3に示す土地において行う高さが15mを超える盛土については、説明会の開催によらなければならない。なお静岡県では表-Ⅱ.1.4.3に該当する土地を「溪流等」として静岡県ウェブサイトで公表している。

表-Ⅱ.1.4.3 説明会が必須となる盛土をする土地

No.	令第7条第2項第2号の主務省令で定める土地
1	山間部における、河川の流水が継続して存する土地
2	山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が1の土地に類する状況を呈している土地
3	1, 2の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

(2) 周知の範囲

周知は宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出が発生した際に影響を及ぼす範囲に実施する。具体的には図-Ⅱ.1.4.1のフローチャートにより、設定パターンを決定し、図-Ⅱ.1.4.2に記載の方法で範囲を決定する。

○ 住民周知措置実施報告書
(細則様式2号)

○ 住民周知措置チェックリスト
(参考様式9号)

○ 住民とは、生活の拠点としている者を指しており、単に土地を所有しているだけの者は住民に含まれない。

○ 具体的な実施方法については「静岡県盛土規制法住民周知措置実施ガイドライン」に示している。

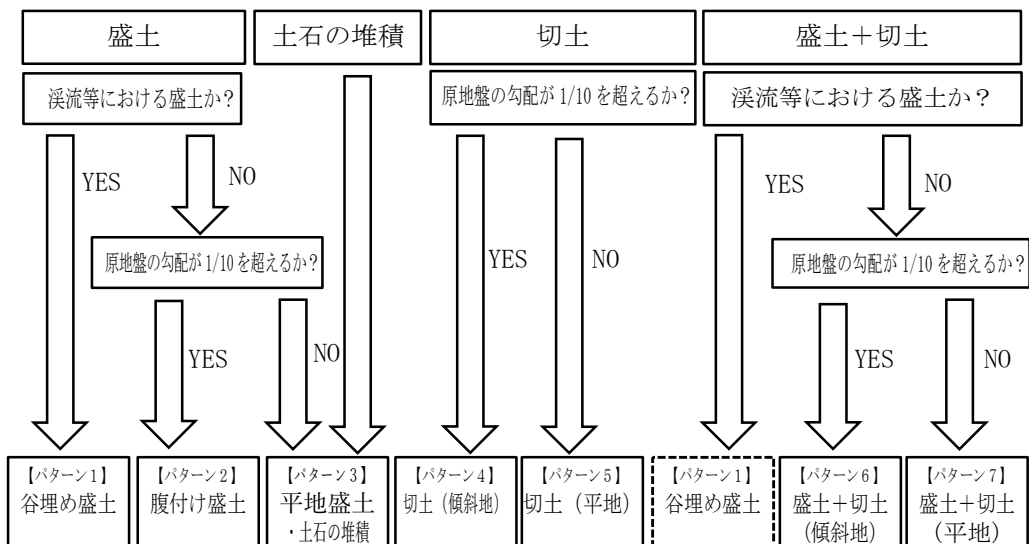


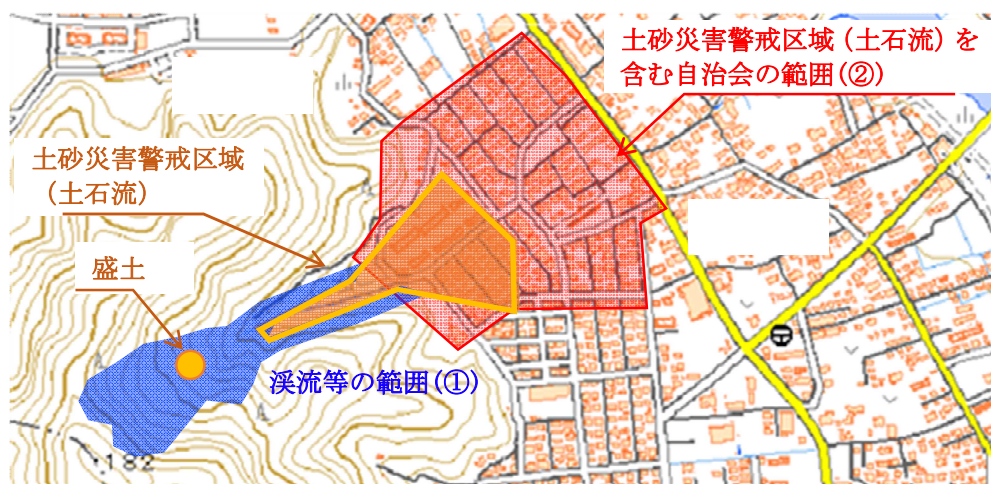
図-Ⅱ.1.4.1 フローチャート

住民への周知を行う範囲

【パターン1】谷埋め盛土

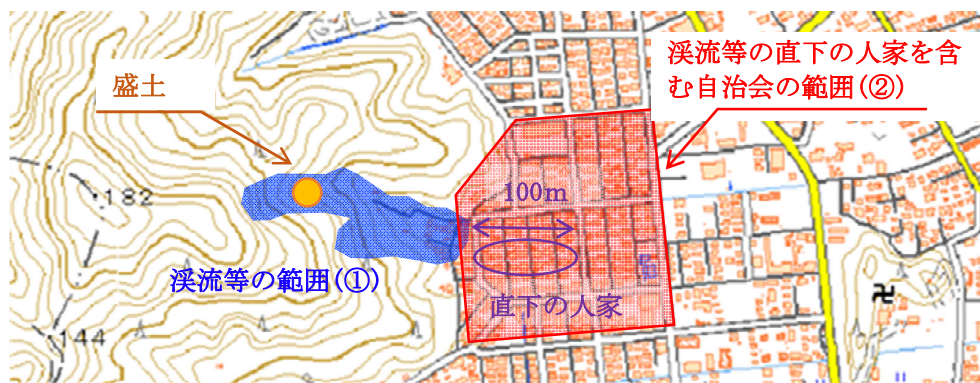
（1）溪流等の下流に土砂災害警戒区域（土石流）が指定されている場合

⇒＜周知の範囲＞溪流等の範囲（①）＋土砂災害警戒区域（土石流）を含む自治会の範囲（②）



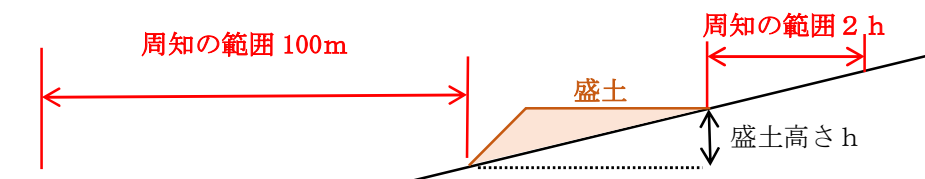
（2）溪流等の下流に土砂災害警戒区域（土石流）が指定されていない場合

⇒＜周知の範囲＞溪流等の範囲（①）＋溪流等の直下の人家を含む自治会の範囲（②）



【パターン2】腹付け盛土

⇒<周知の範囲>盛土の境界（法尻）から盛土の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ （上限100m）の範囲（ただし、下流方向にはその範囲を斜面直角方向に100mに延長）



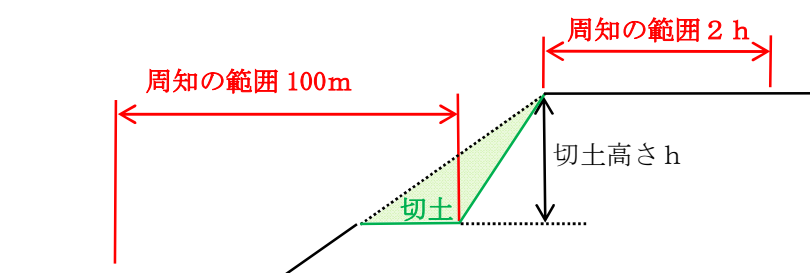
【パターン3】平地盛土・土石の堆積

⇒<周知の範囲>盛土等の境界（法尻）から盛土の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ （上限100m）の範囲



【パターン4】切土（傾斜地）

⇒<周知の範囲>切土の境界（法尻）から切土の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ （上限100m）の範囲（ただし、下流方向にはその範囲を斜面直角方向に100mに延長）



【パターン5】切土（平地）

⇒<周知の範囲>切土の境界（法尻）から切土の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ （上限100m）の範囲



【パターン6】盛土+切土（傾斜地）

(1) 盛土と切土が一体の崖を形成する場合

⇒<周知の範囲>盛土・切土の境界（法尻）から、その盛土と切土の高さを合わせた高さ h に対して水平距離 $2h$ の範囲（上限100m。ただし、下流方向にはその範囲を斜面直角方向に100mに延長）

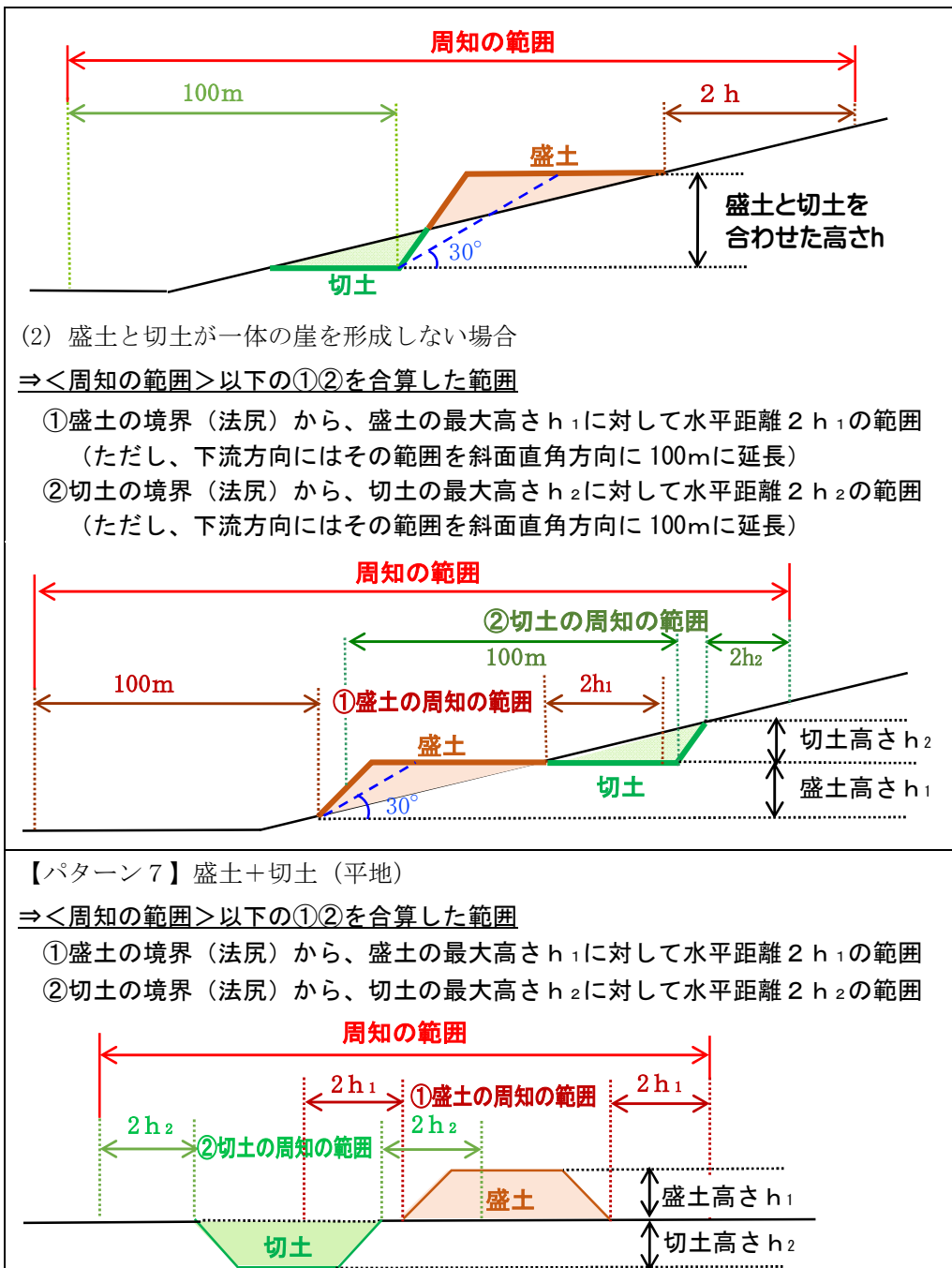


図-Ⅱ.1.4.2 周知範囲の決定

(3) 周知の内容

表-Ⅱ.1.4.4の内容については必ず周知を行うこと。また、周辺住民の理解を得るため、工事車両の数やルート、工事の時間帯等の内容についても周知を行うことが望ましい。

表-Ⅱ.1.4.4 周知が必要となる内容

項 目
工事主の氏名又は名称
工事が施行される土地の所在地
工事施行者の氏名又は名称
工事の着手予定日及び完了予定日
盛土、切土又は土石の堆積の高さ（土石の堆積においては最大堆積高さ）
盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積

盛土、切土又は土石の堆積の土量（土石の堆積においては最大堆積土量）
盛土又は切土の目的

【審査基準】

①から③の全てを満たす場合は、周辺地域の住民に対し工事の内容を周知させるために必要な措置を講じたものと判断する。

- ① 住民説明会、書面配布、掲示等のいずれかの方法に実施されていること。（溪流等出行われる高さが15mを超える盛土については、住民説明会により実施されていること。）
- ② 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出が発生した際に影響を及ぼす範囲の住民に周知が行われていること。影響を及ぼす範囲については「静岡県盛土規制法住民周知措置実施ガイドライン」が示す「周知の範囲」が基準となる。
- ③ 表-Ⅱ.1.4.4に記載する内容が周知されていること。

【行政指導指針】

工事車両の数やルート、工事の時間帯等の住民に必要な情報を周知するほか、挙げられた意見・要望についても真摯に対応し、工事の実施について周辺住民からの理解を得られるよう努めること。

6 設計者の資格

【法律】

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第13条 （略）

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第31条で同様に規定

【政令】

（資格を有する者の設計によらなければならない措置）

第21条 法第13条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5mを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

※特定盛土等規制区域については、第31条で同様に規定

（設計者の資格）

第22条 法第13条第2項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校

において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。

五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【省令】

(設計者の資格)

第35条 令第22条第5号の規定により、主務大臣が同条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【建設省告示第1005号】

宅地造成等規制法施行令第18条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和37年3月29日）

宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第18条第5号の規定により、同条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
- 二 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者
- 三 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者
- 四 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了したもの
- 五 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成等規制法施行令第18条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

【解説】

以下に記載する工事に関しては、表-Ⅱ.1.4.5の資格区分に記載のいずれかの資格を有する者の設計によることとされている。そのため、該当する工事に関しては、申請者に表-Ⅱ.1.4.5に記載の資格区分ごとに右欄に記載の書類を添付しなければならない。

[資格を有する者の設計によらなければならない工事]

- ① 高さが5mを超える擁壁の設置
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

また上記に加え、土石の堆積において構台もしくは鋼矢板を設置する場合にも、詳細な設計が必要となることから同様の資格を有する者の設計によることが望ましい。

表-Ⅱ.1.4.5 資格一覧

設計者の資格	提出書類
大学の土木・建築課程を卒業後、土木又は建築の技術に関し2年以上の実務経験を有する者	・ 卒業証明書 ・ 実務経験証明書（任意様式・勤務先が発行）
短期大学（3年制）の土木・建築課程を卒業後、土木又は建築の技術に関し3年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、土木又は建築の技術に関し4年以上の実務経験を有する者	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、土木又は建築の技術に関し7年以上の実務経験を有する者	

土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号トに規定する講習を修了した者	・ 実務経験証明書 ・ 講習を修了したことを証する書類
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、土木又は建築の技術に関し1年以上の実務経験を有する者	・ 大学院等に1年以上在籍したことを証する書類 ・ 実務経験証明書
技術士(建設部門)の資格を有する者	・ 資格証明書
一級建築士の資格を有する者	・ 資格証明書

【行政指導指針】

土石の堆積において構台もしくは鋼矢板を設置する場合にも、詳細な設計が必要となることから政令第21条に記載の工事と同様の資格を有する者の設計によること。

第5 許可証の交付

【法律】

（許可証の交付又は不許可の通知）

第14条 都道府県知事は、第12条第1項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 （略）

※特定盛土等規制区域については、第33条で同様に規定

（宅地造成等に関する工事の許可）

第12条 （略）

2 （略）

3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 （略）

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【解説】

許可基準への適合が認められた場合、許可証を交付する。なお、基準へ適合せず不許可の処分をする場合には文書によりその旨を通知することになる。また、許可権者は必要に応じ、許可に工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

静岡県では全ての許可に対し下記の条件を付している。

- ① 施行条例を遵守すること。
- ② 工事の施行は、許可申請書及び添付書類に基づいて行うこと。
- ③ 工事の施行中に災害が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに直ちに知事に報告すること。

上記のほか、工事内容によって必要な条件を付している。

○ 許可証
（省令様式第6）

第6 許可情報の公表

【法律】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第12条 （略）

2～3 （略）

4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第9条 法第12条第4項(法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第10条 法第12条第4項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第64条・第65条で同様に規定

【解説】

都道府県知事は許可をしたときは速やかに、以下の事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の許可年月日及び許可番号
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

第7 標識の掲示

【法律】

(標識の掲示)

第49条 第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は第27条第1項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】

(標識の様式及び記載事項)

第87条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第23によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第24によるものとする。

【解説】

工事主は許可を取得した際には、工事を行う土地の見やすい場所に速やかに標識を掲げなければならない。なお、都市計画法の開発許可を受けた工事については許可番号、許可年月日の欄は開発許可のものを記載すること。

○ 工事の標識
(省令様式第23、24)

第8 許可後の手続き

許可証の交付後、申請者は工事の進捗や計画変更に合わせて各申請・届出を行う必要がある。また、申請・届出の提出を工事主以外が行うときは、各種書類に加えて委任状が必要となる。提出先及び提出部数については、Ⅱ-4 頁の「第2 許可申請書の提出先及び部数、手数料」のとおり。

1 工事の着手届

【施行条例】

(工事の着手届)

第4条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた者（法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主を除く。以下「許可取得者」という。）は、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

【細則】

(工事の着手届の様式等)

第16条 条例第4条の規定による届出は、様式第9号による工事の着手届出書に、法第49条の規定による標識の掲示の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

【解説】

許可権者が工事の進捗を確認するため、工事の許可を取得した者は工事に着手したとき、着手した日から起算して10日以内に表-Ⅱ.1.8.1に記載の書類を届け出る必要がある。

なお、開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、着手届は不要となるが、国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が静岡県知事と協議を行い許可を受けたものとみなされた工事については、着手届の提出が必要となる。

表-Ⅱ.1.8.1 工事の着手届出書類一覧

【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否		△：要 否 判 断 ●：書類の詳細
		宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1	工事の着手届出書(細則様式9号)	○	○	
2	工程表	△	△	△ 申請時に提出していた工程表より詳細な工程が決定している場合は、それを反映したものを提出すること
3	標識の掲示の状況を明らかにする写真	○	○	

2 変更許可申請

【法律】

(変更の許可等)

第16条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 3 第12条第2項から第4項まで、第13条、第14条及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。
- 4 第1項又は第2項の場合における次条から第19条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第12条第1項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

※特定盛土等規制区域については、第35条で同様に規定

【省令】

(変更の許可の申請)

- 第37条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第7の申請書の正本及び副本に、第7条第1項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第8の申請書の正本及び副本に、第7条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第67条で同様に規定

【解説】

工事の許可を取得した者は、工事の計画の変更をしようとするときは、事前に法第16条及び第35条の規定に基づき変更の許可を受けなければならない。変更許可の申請は表-Ⅱ.1.8.3に示す書類を提出し行うものとする。

申請にあたっては表-Ⅱ.1.8.2に示す申請手数料を静岡県収入証紙により収めなければならない。

なお、都市計画法上の開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、都市計画法上の変更許可の受けることで盛土規制法上の変更許可を受けたものとみなされる。

○ 土石の堆積に関する工事で期間を延長する場合は、変更許可を要することとなる。
延長の際は延長後の期間に係る資力信用の審査を行うため、Ⅱ-8頁の「表-Ⅱ.1.3.1 申請書類一覧」の資力信用確認書類を提出することになる。
なお、当初許可された工事完了予定年月日から5年を超える延長は認められない。

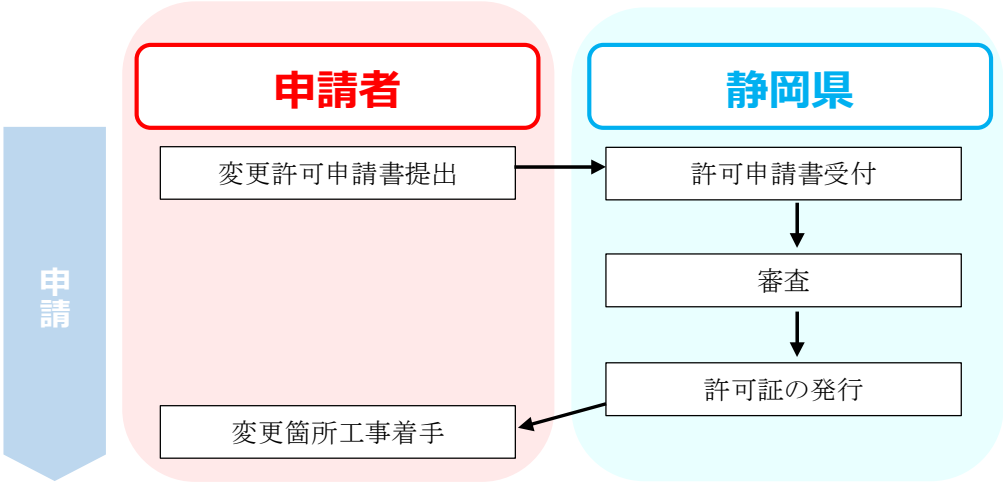


図-Ⅱ.1.8.1 手続きの流れ

表-Ⅱ.1.8.2 変更許可申請手数料

要件	算定
1件につき、①から③までの合計額。	
①設計変更（②のみ該当する場合を除く）	変更前の土地（②に該当せず、面積縮小を伴う場合は縮小後の土地）の許可申請の面積区分での手数料額の10%

②新たな盛土・切土の土地を生ずる変更	新たな盛土・切土の土地に係る面積区分に応じた許可申請での手数料額
③その他の変更	1万円

表-Ⅱ.1.8.3 変更許可申請書類一覧

【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否		△：要 否 判 断 ●：書類の詳細
		宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆 積	
1	申請書(省令様式第7又は第8)	○	○	● 工事に係る土地が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域内に跨がる場合にあっては宅地造成等工事規制区域の規定を選択すること
2	新旧対照表	○	○	● 変更箇所がわかる新旧対照形式のもの
3	工程表	○	○	● 変更後の工程を記載したもの
4	工事している又はしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図	○	○	● 撮影位置図には撮影した位置・方向・日時を記載すること
5	工事施行者の能力を証する書類(細則様式4号)	△	△	△ 工事施行者の変更がある場合
	工事施行者の登記事項証明書(法人の場合)又は住民票の写し(個人の場合)	△	△	△ 工事施行者の変更がある場合 ● 住民票の写しは個人番号カードの写し(表面のみ)とすることも可能 (個人番号が記載されている裏面の写しは添付しないこと。)
6	土地調書(参考様式6号)	△	△	△ 新たに盛土等を行う土地がある場合
	土地権利者同意書(参考様式5号)	△	△	△ 新たに盛土等を行う土地がある場合 ● 契約書等で同意を確認するために必要な事項が記載された書類でも可能
	盛土、切土又は土石の堆積をしようとする土地の登記事項証明書及び公図の写し	△	△	△ 新たに盛土等を行う土地がある場合 ● 申請日前3ヶ月以内に取得したもの ● 公図は、Ⅱ-10頁の「表-Ⅱ.1.3.2 図面の詳細」を参照し、着色、合成公図の作成を行うこと
7	図面を作成した者資格を有する者であることを証する書類	△	△	△ 変更箇所が以下のいずれかに該当する場合 ・ 高さが5メートルを超える擁壁を設置する ・ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地において排水施設を設置する ・ 土石の堆積において構台、鋼矢板を設置する ● Ⅱ-23頁の「6 設計者の資格」参照
8	構造明細			
	擁壁等の構造計算書	△	-	△ 構造の変更を伴う場合
	地盤の安定計算書	△	-	
	防災施設構造計算書	△	△	
	排水施設流量計算書	△	△	
9	大臣認定擁壁を証する書類	△	△	△ 変更箇所に政令第17条に係る擁壁を用いる場合
10	図面			
	地形図	△	△	

	土地の平面図	△	△	
	土地の断面図	△	△	
	排水施設の平面図	△	—	
	崖の断面図	△	—	
	擁壁の断面図	△	—	
	擁壁の背面図	△	—	
	崖面崩壊防止施設の断面図	△	—	
	崖面崩壊防止施設の背面図	△	—	
	求積図	△	△	
	防災計画平面図	△	△	
	防災施設構造図	△	—	

3 軽微な変更に係る届出

【法律】

(変更の許可等)

第16条 (略)

2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3～5 (略)

※特定盛土等規制区域については、第35条で同様に規定

【省令】

(軽微な変更)

第38条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※特定盛土等規制区域については、第68条で同様に規定

【細則】

(工事の軽微な変更の届出の様式等)

第6条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、様式第5号による軽微な変更の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第38条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる変更にあつては、その事実を証する書類
- (2) 省令第38条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる変更にあつては、変更後の工程表

【解説】

許可を取得した者は、以下の①・②に係る事項の変更が生じた際は、軽微な変更として、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

- ① 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

届出書には、①の変更に関するものはその変更の事実を証する書類（登記簿謄本等）を、②の変更に関するものは変更後の工程表をそれぞれ添付する必要がある。

これら以外の事項の変更は全て変更許可を受ける必要がある。なお、都市計画法上の開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、都市計画法上の変更の届出をもって盛土規制法上の届出を行ったものとみなされる。

- 軽微な変更の届出書（細則様式第5号）
- 工事主自身が変更となる場合は承継の手続きとなる。（Ⅱ-40頁の「8 地位の承継」）
- 設計者又は工事施行者自身が変更となる場合は変更許可となる。（Ⅱ-27頁の「2 変更許可申請」）
- 土石の堆積に関する工事で期間を延長する場合は、変更許可を要することとなる。

4 廃止・休止・再開に係る届出

【施行条例】

(工事の廃止届等)

第7条 許可取得者又は工事届出者は、工事を廃止し、若しくは休止し、又は休止した工事を再開したときは、工事の廃止若しくは休止又は休止した工事の再開の日から起算して15日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 許可取得者又は工事届出者は、工事を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止に伴い必要となる安

全上の措置（以下単に「安全上の措置」という。）を講じなければならない。

- 3 前項の場合において、許可取得者又は工事届出者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、安全上の措置に関する計画書を作成し、知事の承認を受けなければならない。

【細則】

（工事の廃止届等の様式等）

第19条 条例第7条第1項の規定による届出は、様式第14号による工事の廃止等届出書により行うものとする。

- 2 工事の廃止又は休止に係る前項の届出書には、安全上の措置を講じたことを明らかにする写真を添付するものとする。

- 3 条例第7条第3項の承認の申請は、様式第15号による安全上の措置に関する承認申請書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

（1）安全上の措置に関する計画書

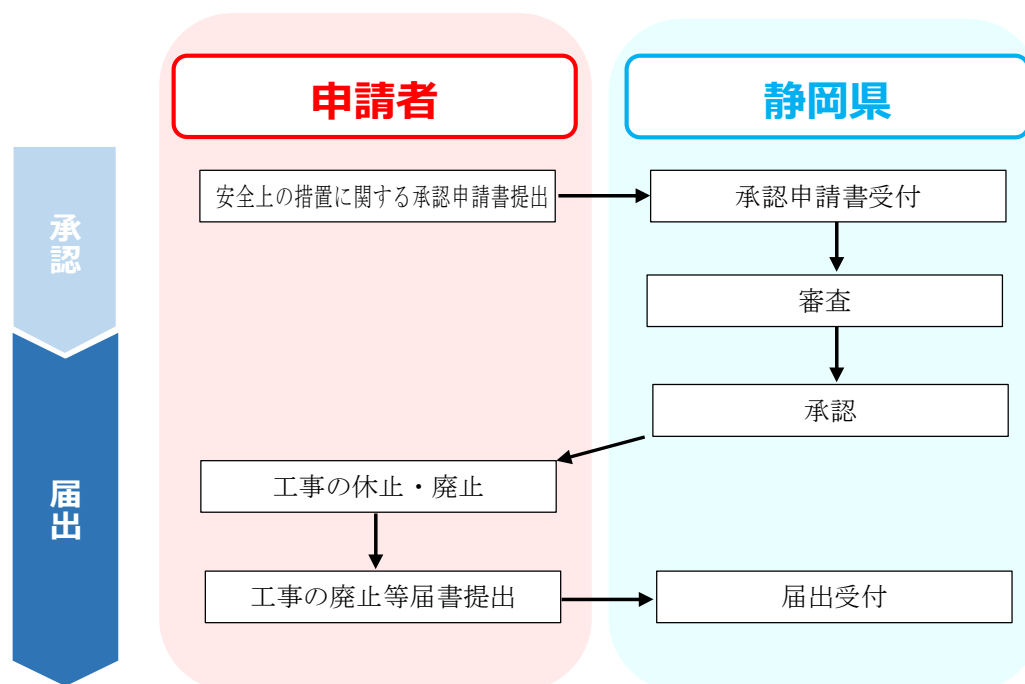
（2）廃止し、又は休止しようとする工事が行われている土地の状況を明らかにする写真

【解説】

許可を取得した工事について、工事を休止・再開する場合や廃止する場合には、工事の休止、再開又は廃止の日から15日以内に、条例第7条に基づき届け出なければならない。届出は表-Ⅱ.1.8.4に記載の書類を提出し行うことになる。

廃止・休止・再開の定義については「第Ⅰ編 盛土規制法の解説」のⅠ-35頁を参照。

工事の休止又は廃止をしようとする場合は、工事の廃止等の届出前に、あらかじめ安全上の措置に関する承認を受ける必要がある（申請の流れについては図-Ⅱ.1.8.2のとおり）。申請は表-Ⅱ.1.8.5に記載の書類を提出し行うことになる。



○ 休止・廃止の日
から15日以内に
届出

図-Ⅱ.1.8.2 休止・廃止フロー

表-Ⅱ.1.8.4 工事の廃止等届出書類一覧

【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, ー：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否		△：要 否 判 断 ●：書類の詳細
		宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆 積	
1	工事の廃止等届出書(細則様式 14 号)	○	○	
2	安全上の措置を講じたことを明らかにする写真及び撮影位置図	△	△	△ 廃止・休止に係る届出の場合 ● 撮影位置図には撮影した位置・方向・日時を記載すること

表-Ⅱ.1.8.5 安全上の措置に関する承認申請書類一覧【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, ー：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否		△：要 否 判 断 ●：書類の詳細
		宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆 積	
1	安全上の措置に関する承認申請書(細則様式 15 号)	○	○	
2	安全上の措置に関する計画書	○	○	
3	廃止し、又は休止しようとする工事が行われている土地の状況を明らかにする写真及び撮影位置図	○	○	● 撮影位置図には撮影した位置・方向・日時を記載すること

【審査基準】

安全上の措置に関する承認申請では、措置を実施することにより崖崩れ又は土砂の流出の災害を防止でき、安全が確保できる状態となることが承認基準となる。

5 定期報告

【法律】

(定期の報告)

第 19 条 第 12 条第 1 項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 (略)

※特定盛土等規制区域については、第 35 条で同様に規定

【政令】

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第 25 条 法第 19 条第 1 項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第 23 条各号に掲げるものとする。

2 法第 19 条第 1 項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが 5 m を超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が 1,500 m² を超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が 3,000 m² を超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第 33 条で同様に規定

【省令】

(定期の報告の期間)

第 49 条 法第 19 条第 1 項の主務省令で定める期間は、3 月とする。

(定期の報告の報告事項)

第50条 法第19条第1項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、2回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等（法第13条第1項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

※特定盛土等規制区域については、第79条・第80条で同様に規定

【施行条例】

（定期の報告の報告事項）

第2条 法第19条第2項又は第38条第2項の規定により条例で付加する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 報告に係る期間中に盛土に用いた土石の性質
- (2) 報告に係る期間中に盛土に用いた土石が発生した、又は堆積されていた場所（以下「発生場所」という。）の名称（発生場所が工事現場である場合にあっては、当該工事の名称）及び所在地並びに管理者（発生場所が工事現場である場合にあっては、当該工事の発注者）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 報告に係る期間中に盛土に用いた土石の発生場所ごとの数量
- (4) 報告の時点における工事の施行中の災害の防止のため必要な措置の状況

【細則】

（定期報告の様式等）

第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、様式第6号による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況を明らかにする写真
- (3) 報告に係る期間中に盛土に用いた土石の性質を明らかにする写真
- (4) 報告の時点における工事の施行中の災害の防止のため必要な措置の状況を明らかにする写真

2 土石の堆積に関する工事に係る法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、様式第7号による土石の堆積に関する工事の定期報告書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 報告の時点における工事の施行中の災害の防止のため必要な措置の状況を明らかにする写真

（定期報告の期限等）

第11条 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、毎年、次の表の左欄に掲げる時点における状況について、それぞれ同表の右欄に掲げる期限までに行うものとする。

1 月末日	2 月末日
4 月末日	5 月末日
7 月末日	8 月末日
10 月末日	11 月末日

【解説】

表-Ⅱ.1.8.6の工事の規模の許可を取得した工事については、1月、4月、7月、10月の末日時点で、その時点での工事の状況を翌月末日までに報告しなければならない。報告は表-Ⅱ.1.8.7に記載の書類により、電子申請により行うものとする。

報告に係る詳細については第Ⅳ編を参照。

法第15条第1項及び第2項又は第34条第1項及び第2項の規定により盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事についても定期報告は必要となる。

表-Ⅱ.1.8.6 定期報告が必要な工事の規模

区分	対象規模
土地の形質変更 (宅地造成・特定盛土等)	① 盛土で、高さ2m超の崖を生ずるもの ② 切土で、高さ5m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、高さ5m超の崖を生ずるもの（①～②除く） ④ 盛土で、高さ5m超のもの（①～③除く） ⑤ 盛土又は切土で、盛土・切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの（①～④除く）
土石の堆積	⑥ 高さが5mを超えるもの ⑦ ⑥に該当せず、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの

表-Ⅱ.1.8.7 定期報告書類一覧

【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否		△：要 否 判 断 ●：書類の詳細
		宅地造成・特定盛土等	土石の堆積	
1	定期報告書(細則様式6号又は第7号)	○	○	● 工事に係る土地が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域内に跨がる場合にあっては宅地造成等工事規制区域の規定で記載すること
2	工事をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図	○	○	● 撮影位置図には撮影した位置・方向・日時を記載すること
3	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況を明らかにする写真	△	-	△ 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留に係る工事が施工中及び設置が完了した直後の報告で必要
4	報告に係る期間中に盛土に用いた土石の性質を明らかにする写真	○	-	● 計画種別の土質であることが確認できる写真を搬入毎に記録したもの
5	報告の時点における工事の施行中の災害の防止のため必要な措置の状況を明らかにする写真	○	○	● 各措置が設置工事中及び設置中、撤去完了時した直後の報告で写真を添付。その後は、各施設が適切に管理されていることを確認するため、設置している間は常にその状況が分かる写真を添付

※ 提出書類の詳細については第Ⅳ編に記載

6 中間検査申請手続き

【法律】

(中間検査)

第 18 条 第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第 13 条第 1 項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第 12 条第 1 項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第 1 項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第 1 項の検査において第 13 条第 1 項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第 1 項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

※特定盛土等規制区域については、第 37 条で同様に規定

【政令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第 23 条 法第 18 条第 1 項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが 2 m を超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが 5 m を超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 m を超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前 2 号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第 1 号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが 5 m を超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m² を超えるもの

(特定工程等)

第 24 条 法第 18 条第 1 項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第 18 条第 3 項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

※特定盛土等規制区域については、第 32 条で同様に規定

【省令】

(中間検査の申請期間)

第 45 条 法第 18 条第 1 項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から 4 日以内とする。

(中間検査の申請)

第 46 条 法第 18 条第 1 項の検査を申請しようとする者は、別記様式第 13 の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 75 条・第 76 条で同様に規定

【細則】

(中間検査の申請の添付書類)

第 9 条 法第 15 条第 2 項又は第 34 条第 2 項の規定により法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事（市町（静岡市及び浜松市を除く。）の長による都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けたものに限る。）に係る法第 18 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による申請は、省令第 46 条又は第 76 条の中間検査申請書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第 7 条第 1 項第 1 号の表に掲げる図面に相当する図面

- (2) 省令第 46 条又は第 76 条の平面図
(3) 第 4 条第 1 項第 3 号及び第 7 号に掲げる書類に相当する書類

【解説】

表-Ⅱ.1.8.8 に記載する規模以上で表-Ⅱ.1.8.9 に記載の特定工程を含む工事については、各特定工程を終えた日から 4 日以内に中間検査の申請をしなければならない。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、表-Ⅱ.1.8.9 に記載の特定工程後の工程に着手することができない。法第 15 条第 1 項及び第 2 項又は第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定により盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事についても中間検査の対象となる。

申請は表-Ⅱ.1.8.11 の書類により行う。中間検査申請の際には表-Ⅱ.1.8.10 の申請手数料を静岡県収入証紙により収めなければならない。（手数料の算定に係る面積は、検査箇所の面積ではなく、工事計画全体に係る面積となる。）

検査の詳細については第Ⅳ編を参照。

表-Ⅱ.1.8.8 中間検査が必要な工事

対象
宅地造成・特定盛土等で以下の規模のもの
① 盛土で、高さ 2 m 超の崖を生ずるもの
② 切土で、高さ 5 m 超の崖を生ずるもの
③ 盛土と切土とを同時にする場合において、高さ 5 m 超の崖を生ずるもの（①～②除く）
④ 盛土で、高さ 5 m 超のもの（①～③除く）
⑤ 盛土又は切土で、盛土・切土をする土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの（①～④除く）

表-Ⅱ.1.8.9 特定工程及び特定工程後の工程

特定工程	特定工程後の工程
盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事

表-Ⅱ.1.8.10 中間検査申請手数料

面積 (m ²)	金額(円)
500 以内	3,000
500 超 1,000 以内	
1,000 超 2,000 以内	
2,000 超 3,000 以内	4,000
3,000 超 5,000 以内	6,000
5,000 超 10,000 以内	
10,000 超 20,000 以内	
20,000 超 40,000 以内	12,000
40,000 超 70,000 以内	24,000
70,000 超 100,000 以内	43,000
100,000 超	62,000

○ 土石の堆積は中間検査の対象とならない。

表-Ⅱ.1.8.11 中間申請書類一覧

【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	中間 検 査 申 請	△要否判断 ●詳細
1	申請書(省令様式第13)	○	● 工事に係る土地が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域内に跨がる場合にあっては宅地造成等工事規制区域の規定を選択すること
2	特定工程に係る箇所の状況を明らかにする写真及び撮影位置図	○	● 撮影位置図には撮影した位置・方向・日時を記載すること
3	特定工程に係る工事の内容を明示した平面図	○	● 特定工程の詳細を示すのに必要な書類を添付すること
4	位置図	△	△ 都市計画法上の開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事の場合。(中間検査が複数回に及ぶものは2回目以降は不要)
5	工程表	△	△ 都市計画法上の開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事の場合 ● 特定工程に係る工事の施工時期を記載
6	排水施設流量計算書	△	△ 都市計画法上の開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事の場合
7	図面		
	地形図	△	△ 都市計画法上の開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事の場合。(中間検査が複数回に及ぶものは2回目以降は不要) ● 各図面についてはⅡ-10 頁の「表-Ⅱ.1.3.2 図面の詳細」を参考に同等の内容を確認できる図面で開発許可の申請時に添付した書類の写しを提出
	土地の平面図	△	
	土地の断面図	△	
	排水施設の平面図	△	
	崖の断面図	△	
	擁壁の断面図	△	
	擁壁の背面図	△	
	崖面崩壊防止施設の断面図	△	
	崖面崩壊防止施設の背面図	△	

7 完了検査申請・確認検査申請手続き

【法律】

(完了検査等)

第17条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆

積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第 12 条第 1 項の許可を受けた者に交付しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 36 条で同様に規定

【省令】

(完了検査の申請期間)

第 39 条 法第 17 条第 1 項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から 4 日以内とする。

(完了の検査の申請)

第 40 条 法第 17 条第 1 項の検査を申請しようとする者は、別記様式第 9 の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認の申請期間)

第 42 条 法第 17 条第 4 項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から 4 日以内とする。

(確認の申請)

第 43 条 法第 17 条第 4 項の確認を申請しようとする者は、別記様式第 11 の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

【細則】

(完了検査の申請の添付書類)

第 7 条 法第 17 条第 1 項又は第 36 条第 1 項の規定による申請は、省令別記様式第 9 による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書に、盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添えて行うものとする。

(確認の申請の添付書類)

第 8 条 法第 17 条第 4 項又は第 36 条第 4 項の規定による申請は、省令別記様式第 11 による土石の堆積に関する工事の確認申請書に、土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添えて行うものとする。

【解説】

宅地造成及び特定盛土等に関する工事を完了したときは、完了した日から 4 日以内に完成検査の申請をしなければならない。土石の堆積に関する工事を完了したときには、完了した日から 4 日以内に確認検査の申請をしなければならない。法第 15 条第 2 項又は第 34 条第 2 項の規定により都市計画法上の開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については都市計画法上の検査済証の交付をもって、盛土規制法上の検査済証を交付を受けたものとみなすため、盛土規制法上の完了検査は不要となる。

完了検査では、検査の結果、工事が第 13 条第 1 項の規定に適合していると認めた場合は検査済証が交付される。

土石の堆積では、確認検査の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合確認済証が交付される。

申請は表-Ⅱ.1.8.12 の書類により行う。完了検査申請、確認検査申請に手数料は要しない。

検査の詳細については第Ⅳ編を参照。

表-Ⅱ.1.8.12 完了検査申請・確認検査申請書類一覧 【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否		△要否判断 ●詳細
		完了検査申請	確認検査申請	
1	申請書(省令様式第 9 又は第 11)	○	○	● 工事に係る土地が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域内に跨る場合にあっては宅地造成等工事規制区域の規定を選択すること

2	盛土又は切土をした土地又は土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図	○	○	● 許可申請時の写真と同じ位置からの写真を入れて、工事前後の比較ができるものとする ● 撮影位置図には撮影した位置・方向・日時を記載すること
---	---	---	---	---

8 地位の承継

【施行条例】

(許可に基づく地位の承継)

第8条 許可取得者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、その地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第9条 許可取得者から当該宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内の土地の所有権その他当該宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を施行する権原を取得した者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

【細則】

(地位の承継の届出の様式等)

第20条 条例第8条の規定による届出は、様式第16号による地位の承継届出書に、承継の事実を証する書類を添付して行うものとする。

(地位の承継の承認の申請の様式等)

第21条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る条例第9条の承認の申請は、様式第17号による地位の承継の承認申請書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 承認を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (2) 承認を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - ア 登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (3) 省令第7条第1項第9号の資金計画書
- (4) 省令第7条第1項第10号の書類
- (5) 第4条第1項第8号から第10号までに掲げる書類
- (6) 条例第9条の権原を取得した事実を証する書類

2 土石の堆積に関する工事に係る条例第9条の承認の申請は、様式第17号による地位の承継の承認申請書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 承認を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (2) 承認を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - ア 登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (3) 省令第7条第2項第7号の資金計画書
- (4) 省令第7条第2項第8号の書類
- (5) 第4条第2項第5号から第7号までに掲げる書類
- (6) 条例第9条の権原を取得した事実を証する書類

【解説】

許可を取得した工事主からその地位を承継したものは、承継の区分により以下のいずれかの手続きを行う必要がある。

① 一般承継*による手続き

相続、合併等により許可を取得した工事主の民法上の権利・義務を包括的に引き継いだ者は、自動的に盛土規制法上の許可を引き継ぐこととなる。地位の承継後は「地位の承継届出書（細則様式16号）」に、承継の事実を証する書類を添付

※ 一般承継

相続人、法人の場合は合併や会社分割等、権利義務が一括で引き継がれるもの

し届け出なければならない。

② 特定承継*のよる手続き

許可を取得した工事主との間の合意により、工事を施行する権限を取得して、許可に基づく地位を引き継ぐ者は承認を要する。承認申請は表-Ⅱ.1.8.13に記載する書類により行うことになる。

※ 特定承継
売買、事業譲渡等により地位を承継したもの、その他一般承継に含まれない全ての承継

表-Ⅱ.1.8.13 地位の承継の承認申請書類一覧 【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否	△要否判断 ●詳細
1	申請書(細則様式17号)	○	
2	土地権利者同意書(参考様式5号)	○	● Ⅱ-17頁の「4 土地所有者等の同意」 参照 ● 契約書等で同意を確認するために必要な事項が記載された書類でも可能
3	資力信用確認書類【法人の場合】		
	登記事項証明書	○	● 申請日前3ヶ月以内に取得したもの
	役員全員の住民票の写し	○	● 会社法その他の法人の根拠法において規定する役員のうち、特に業務を執行する権限を有する者（例えば会社法において規定する取締役） ● 個人番号カードの写し（表面のみ）とすることも可能（個人番号が記載されている裏面の写しは添付しないこと。）
	直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○	
	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表	○	
	信用に関する申告書(細則様式3号)	○	
	資金計画書(省令様式3又は5)	○	
	融資証明書	○	● 資金計画書の裏付けとして必要なものを提出
	預貯金残高を証する書類	○	
	その他の盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類	○	
	資力信用確認書類【個人の場合】		
	住民票の写し	○	● 申請日前3ヶ月以内に取得したもの ● 個人番号カードの写し（表面のみ）とすることも可能（個人番号が記載されている裏面の写しは添付しないこと。）
	直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○	
	信用に関する申告書(細則様式3号)	○	
	資金計画書(省令様式3又は5)	○	
	融資証明書	○	● 資金計画書の裏付けとして必要なものを提出
	預貯金残高を証する書類	○	
	その他の盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類	○	

4	権原を取得した事実を証する書類	○	○ 契約書の写し等承継の事実を証する書類を提出。登記事項証明書により確認できる時は不要
---	-----------------	---	---

【審査基準】

特定承継の場合には、資力信用に係る審査に関しては再度審査を行うこととなる。

審査の詳細はⅡ-15 頁の「2 資力及び信用」参照。

また、土地所有者等からの同意についても、新たに承継人を相手方とした同意を取得し直す必要がある。

第2節 その他の届出に関する手続き

第1 届出の提出先及び部数

法律では、第1節に記載した盛土等の工事の申請・届出の他にも、規制区域の指定日(令和7年5月26日)時点で既に着工している案件の届出や擁壁等の除却工事に係る届出、公共施設用地を転用する際の届出といった必要な届出を定めている。

各種の届出の提出先、部数等については表-Ⅱ.2.1.1、表-Ⅱ.2.1.2のとおり。

また、届出を工事主以外が行うときは、各種書類に加えて委任状が必要となる。

表-Ⅱ.2.1.1 届出先

計画地	提出先	所在地	連絡先
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	下田土木事務所 維持管理課	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2108
熱海市、伊東市	熱海土木事務所 用地管理課	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	0557-82-9062
沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、伊豆市、小山町、長泉町、清水町、函南町	沼津土木事務所 管理課	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	055-920-2210
富士市、富士宮市	富士土木事務所 維持管理課	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2234
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	島田土木事務所 維持管理課	〒427-0019 島田市道悦 5-7-1	0547-37-5274
御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、森町	袋井土木事務所 維持管理課	〒437-0042 袋井市山名町 2-1	0538-42-3215
湖西市	浜松土木事務所 維持管理課	〒430-0929 浜松市中央区中央 1-12-1	053-458-7261

表-Ⅱ.2.1.2 部数・提出方法等

区分	提出部数	提出時期	提出方法
規制区域の指定の際行われている工事の届出	1部	R7.5.26～R7.6.16	窓口提出
擁壁等の除却に関する工事の届出	1部	工事に着手前する14日前	電子申請
公共施設用地の転用の届出	1部	転用後から14日以内	
変更届	1部	変更後の工事に着手する14日前	
工事の完了届出書	1部	工事完了から15日以内	
安全上の措置に関する承認申請書	1部	工事の廃止等届出の前	
工事の廃止等届出書	1部	廃止・休止の前 (再開の場合は15日以内)	

第2 規制区域の指定の際行われている宅地造成等に関する工事の届出

1 届出フロー

【法律】

(工事等の届出)

第21条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2～4 (略)

※特定盛土等規制区域については、第40条で同様に規定

【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第52条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第15の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

3 土石の堆積に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第16の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第25条第2項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第82条で同様に規定

【細則】

(規制区域の指定の際行われている宅地造成等に関する工事の届出の添付書類)

第12条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出は、省令第52条第1項又は第82条第1項の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第1項第1号の表に掲げる土地の断面図
- (2) 省令第52条第2項の表に掲げる図面
- (3) 盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

2 土石の堆積に関する工事に係る法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出は、省令第52条第3項又は第82条第2項の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第2項第1号の表に掲げる土地の断面図
- (2) 省令第52条第4項の表に掲げる図面
- (3) 土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

【解説】

規制区域の指定の際、既に規制区域内で宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に該当する工事に着手している工事主は、その指定があった日(令和7年5月26日)から21日以内に、法第21条第1項、法第40条第1項に基づき、その工事内容について届け出なければならない。

旧法の宅地造成等規制区域内で行われる工事については、旧法の許可や開発許可を受けた案件は、引き続き旧法の規制を受けることになるため、本届出は不要となる。一方で、旧法の宅地造成等規制区域以外で、令和7年5月25日以前に開発許可を受け、工事に着手している工事については届出が必要になる。なお、政令第5条各号で定める許可不要の工事については、災害の発生のおそれがないと認められる工事のため、法第21条第1項、法第40条第1項に基づく届出は不要となる。

要否の判断については図-Ⅱ.2.2.2の判断フローを参考とすること。

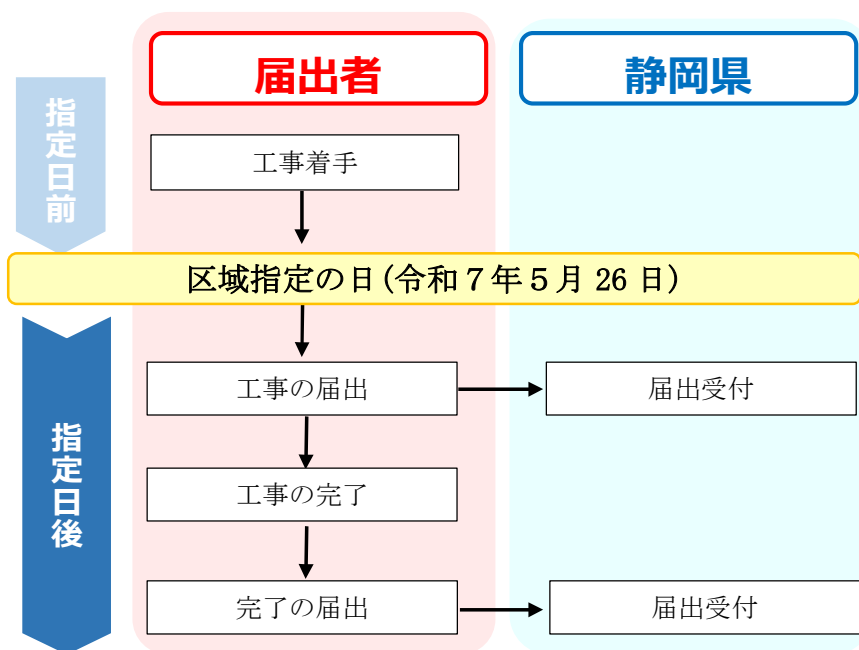


図-Ⅱ.2.2.1 届出フロー

○ 着手の定義は「第Ⅰ編 盛土規制法の解説」のⅠ-8のとおり

○ 指定があった日から21日以内

○ 工事完了から15日以内

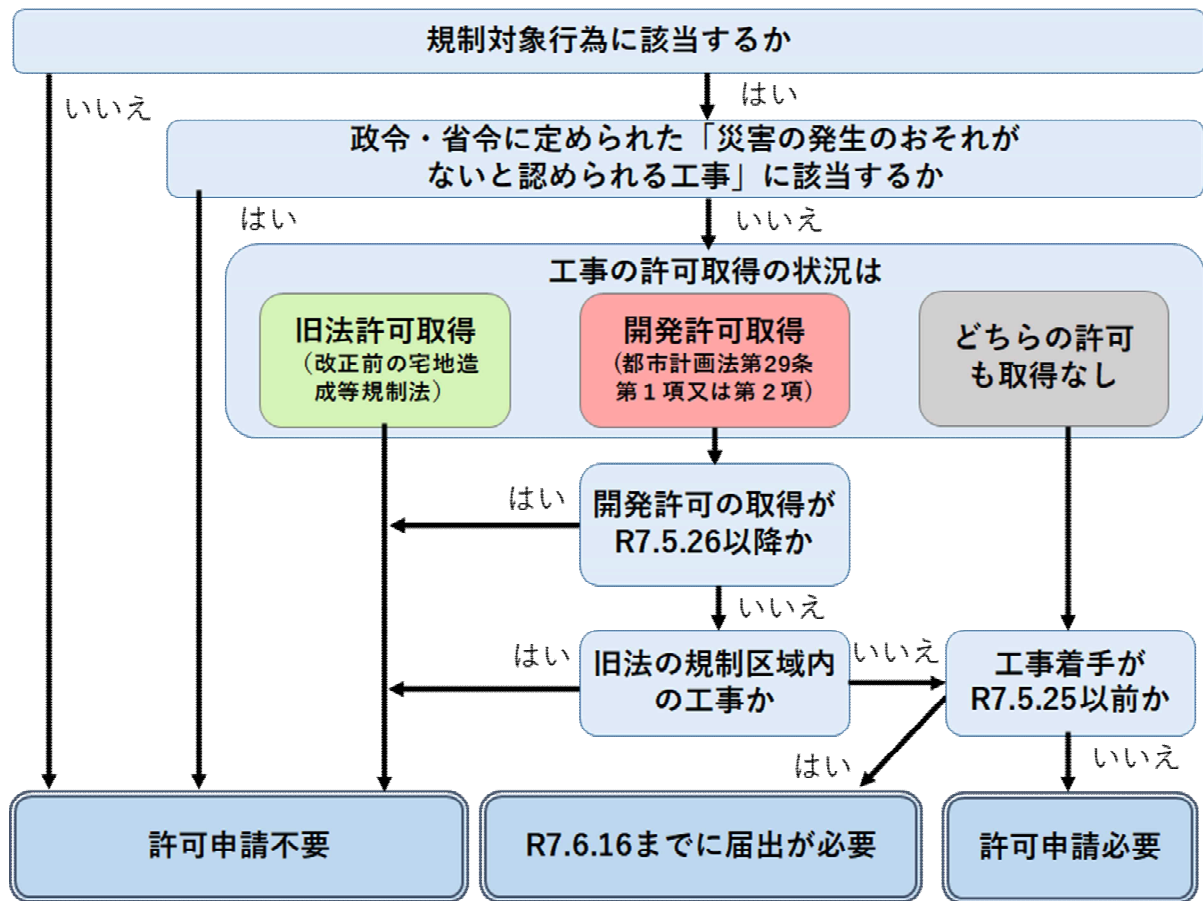


図-Ⅱ.2.2.2 判断フロー

2 届出に必要な書類等

工事の届出に必要な図書は、表-Ⅱ.2.2.1 次のとおり。なお、内容によりその他の図書の添付を求める場合がある。

表-Ⅱ.2.2.1 規制区域の指定の際行われている工事の届出書類一覧 【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否		△：要否判断 ●：書類の詳細
		宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	届出書(省令様式第15又は第16)	○	○	● 工事に係る土地が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域内に跨がる場合にあっては宅地造成等工事規制区域の規定を選択すること
2	位置図	○	○	● Ⅱ-10頁の「表-Ⅱ.1.3.2 図面の詳細」参照
3	工事をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図	○	○	● 撮影位置図には撮影した位置・方向・日時を記載すること
4	図面			
	地形図	○	○	● Ⅱ-10頁の「表-Ⅱ.1.3.2 図面の詳細」参照 ● 平面図には盛土、切土をする面積を算出した根拠を記載すること
	土地の平面図	○	○	
	土地の断面図	○	○	

3 内容確認

届出の工事計画に対しては技術的基準への適合は求められていないが、工事内容が災害の発生のおそれがある土地を生じさせる場合には法第 22 条・第 41 条の勧告、法第 23 条・第 42 条の改善命令により、必要な措置を命ずることとなる。

4 届出情報の公表

【法律】

(工事等の届出)

第 21 条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4 (略)

※特定盛土等規制区域については、第 40 条で同様に規定

【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第 54 条 法第 21 条第 2 項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第 84 条で同様に規定

【解説】

都道府県知事は届出を受理したときは速やかに、以下の事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の許可年月日及び許可番号
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

5 届出後の手続き

(1) 計画変更に伴う提出書類

【施行条例】

(届出事項の変更届)

第5条 法第21条第1項若しくは第3項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者（以下「工事届出者」という。）は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、当該事項の変更後の工事に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

【細則】

(届出事項の変更届の様式等)

第17条 条例第5条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる届出書に、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して行うものとする。

法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出 (宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。)に係る事項の変更	様式第10号による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書
法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出 (土石の堆積に関する工事に係るものに限る。)に係る事項の変更	様式第11号による土石の堆積に関する工事の変更届出書
法第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出に係る事項の変更	様式第12号による擁壁等に関する工事の変更届出書

【解説】

届出を行った工事について計画の変更を行う場合、変更後の工事に着手する日の14日前までに変更の届出を提出しなければならない。工事の届出に必要な図書は、表-Ⅱ.2.2.2のとおり。

なお、法第21条第1項、法第40条第1項の届出をした工事であっても、変更される内容を考慮し、当初の計画の延長とは考えられないものは、変更届ではなく法第12条又は第30条の許可を取得する必要がある。

表-Ⅱ.2.2.2 計画変更に伴う提出書類一覧 【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否		△：要否判断 ●：書類の詳細
		宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	届出書(細則様式第10号、第11号又は第12号)	○	○	
2	工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類	○	○	● 変更に係る事項を確認できる形で作成すること

(2) 届出後の廃止・休止・再開に係る届出

【施行条例】

(工事の廃止届等)

第7条 許可取得者又は工事届出者は、工事を廃止し、若しくは休止し、又は休止した工事を再開したときは、工事の廃止若しくは休止又は休止した工事の再開の日から起算して15日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 許可取得者又は工事届出者は、工事を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止に伴い必要となる安全上の措置（以下単に「安全上の措置」という。）を講じなければならない。

3 前項の場合において、許可取得者又は工事届出者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、安全上の措置に関する計画書を作成し、知事の承認を受けなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第35条で同様に規定

【細則】

(工事の廃止届等の様式等)

第19条 条例第7条第1項の規定による届出は、様式第14号による工事の廃止等届出書により行うものとする。

2 工事の廃止又は休止に係る前項の届出書には、安全上の措置を講じたことを明らかにする写真を添付するものとする。

3 条例第7条第3項の承認の申請は、様式第15号による安全上の措置に関する承認申請書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 安全上の措置に関する計画書

(2) 廃止し、又は休止しようとする工事が行われている土地の状況を明らかにする写真

【解説】

届出を行った工事について、工事を廃止・休止・再開する場合には、廃止・休止・再開の日から15日以内に、条例第7条に基づき「工事の廃止等届出書(細則様式第14)」を届け出なければならない。届出の詳細についてはⅡ-31頁の「4 廃止・休止・再開に係る届出」と同様。

(3) 完了届

【施行条例】

(工事の完了届)

第6条 工事届出者は、当該届出に係る工事を完了したときは、完了した日から起算して15日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

【細則】

(工事の完了届の様式等)

第18条 条例第6条の規定による届出は、様式第13号による工事完了届出書に、工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添えて行うものとする。

【解説】

届出を行った工事が完了した時は、完了した日から15日以内に完了届を提出しなければならない。工事の届出に必要な図書は、表-Ⅱ.2.2.3のとおり。

表-Ⅱ.2.2.3 完了届書類一覧 【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否		△：要 否 判 断 ●：書類の詳細
		宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	届出書(細則様式第 13 号)	○	○	
2	工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図	○	○	● 工事箇所の高さ・勾配がわかるようにスタッフやピンホールを組み合わせ撮影し、届出時の写真と同じ位置からの写真を入れて、前後の比較ができるものとする ● 撮影位置図には撮影した位置・方向・日時を記載すること。

第 3 擁壁等の除却に関する工事の届出

1 届出フロー

【法律】 (工事等の届出) 第 21 条 (略) 2 (略) 3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第 12 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受け、又は同条第 2 項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の 14 日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 4 (略) ※特定盛土等規制区域については、第 40 条で同様に規定 【政令】 (届出を要する工事) 第 26 条 法第 21 条第 3 項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが 2 m を超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。 2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。 ※特定盛土等規制区域については、第 34 条で同様に規定 【省令】 (擁壁等に関する工事の届出) 第 55 条 法第 21 条第 3 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第 17 の届出書を提出しなければならない。 ※特定盛土等規制区域については、第 85 条で同様に規定 【細則】 (擁壁等に関する工事の届出の添付書類) 第 13 条 法第 21 条第 3 項又は第 40 条第 3 項の規定による届出は、省令第 55 条又は第 85 条の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。 (1) 位置図 (2) 除却の工事を行おうとする箇所の写真 (3) 除却後の措置に関する計画書	
--	--

【解説】

表-Ⅱ.2.3.1に示す擁壁等に関する除去工事を行おうとする者は、その工事に着手する日の14日前までに、都道府県知事に届け出る必要がある。表-Ⅱ.2.3.1に該当する工事でも表-Ⅱ.2.3.2のものについては届出の対象外となる。

この届出は、これらの工事が災害の発生と密接な関係があり、除去が行われた後の土地について特に留意して監視する必要があるため、その報告を義務付けたものである。

なお、対象となる擁壁等は区域指定前に設置されたものも含まれる。

ただし、設置されている擁壁を同等の擁壁に更新するために、一時的に行われる除却に関しては、届出は不要となる。

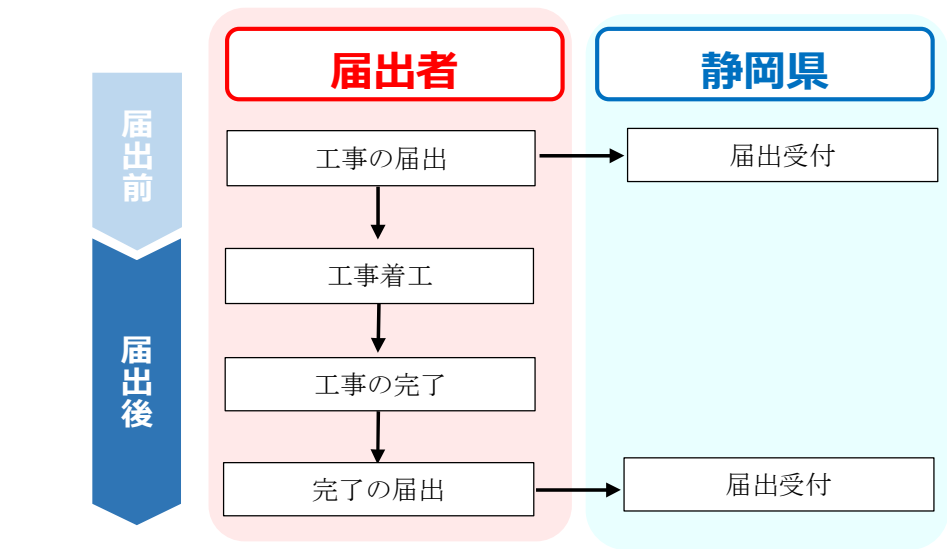
表-Ⅱ.2.3.1 対象となる工事

対象
擁壁で高さが2mを超えるもののうち、全部又は一部の除却の工事
崖面崩壊防止施設で高さ*が2mを超えるものの全部又は一部の除却の工事
地表水等を排除するための排水施設の全部又は一部の除却の工事
地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事

表-Ⅱ.2.3.2 対象外となる工事

対象外
公共施設用地での工事(道路擁壁等の構造物についても、道路法の道路等の公共施設に該当する部分であれば対象外)
許可(法第12条若しくは第16条、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可)、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出(第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項の届出)を行う工事地で行われる工事

※ 崖面崩壊防止施設の高さは施設の前面の上端と下端(当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。)との垂直距離によるものとする



○ 工事着手の14日前までに届出

○ 工事完了から15日以内

図-Ⅱ.2.3.1 届出フロー

2 届出に必要な書類等

擁壁等に関する工事の届出に必要な図書は、表-Ⅱ.2.3.3のとおり。なお、内容によりその他の図書の添付を求める場合がある。

表-Ⅱ.2.3.3 擁壁等に関する工事の届出書類一覧 【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否	△：要否判断 ●：書類の詳細
		擁壁等	
1	届出書(省令様式第17)	○	
2	位置図	○	● II-10 頁の「表-Ⅱ.1.3.2 図面の詳細」 参照
3	除却の工事を行おうとする箇所の写真	○	● 除去を行う擁壁等全体の状況が分かる写真を添付すること
4	除却後の措置に関する計画を記載した書類	○	● 除去した箇所の安全を維持するために行う措置について記載した書類

3 内容確認

本届出は案件の把握を目的としたもので、安全上の審査を前提としたものではないが、除去後に危険な状況を生じるおそれのある場合には、行政指導により必要な措置を講じるよう指導をすることとなる。

更に災害の発生のおそれが大きいと認められる場合は法第23条・第42条の改善命令により、必要な措置を命ずることがある。

4 届出後の手続き

(1) 計画変更に伴う提出書類

【施行条例】

(届出事項の変更届)

第5条 法第21条第1項若しくは第3項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者（以下「工事届出者」という。）は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、当該事項の変更後の工事に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

【細則】

(届出事項の変更届の様式等)

第17条 条例第5条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる届出書に、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して行うものとする。

法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出 (宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。)に係る事項の変更	様式第10号による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書
法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出 (土石の堆積に関する工事に係るものに限る。)に係る事項の変更	様式第11号による土石の堆積に関する工事の変更届出書
法第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出に係る事項の変更	様式第12号による擁壁等に関する工事の変更届出書

【解説】

届出を行った工事について計画の変更を行う場合、変更後の工事に着手する日の14日前までに変更の届出を提出しなければならない。工事の届出に必要な図書は、表-Ⅱ.2.3.4のとおり。

表-Ⅱ.2.3.4 計画変更に伴う提出書類一覧 【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否	△：要 否 判 断 ●：書類の詳細
		擁壁等	
1	届出書(細則様式第12号)	○	
2	工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類	○	● 変更に係る事項を確認できる形で作成すること

(2) 廃止・休止・再開に係る届出

【施行条例】

(工事の廃止届等)

第7条 許可取得者又は工事届出者は、工事を廃止し、若しくは休止し、又は休止した工事を再開したときは、工事の廃止若しくは休止又は休止した工事の再開の日から起算して15日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 許可取得者又は工事届出者は、工事を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止に伴い必要となる安全上の措置（以下単に「安全上の措置」という。）を講じなければならない。

3 前項の場合において、許可取得者又は工事届出者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、安全上の措置に関する計画書を作成し、知事の承認を受けなければならない。

【細則】

(工事の廃止届等の様式等)

第19条 条例第7条第1項の規定による届出は、様式第14号による工事の廃止等届出書により行うものとする。

2 工事の廃止又は休止に係る前項の届出書には、安全上の措置を講じたことを明らかにする写真を添付するものとする。

3 条例第7条第3項の承認の申請は、様式第15号による安全上の措置に関する承認申請書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 安全上の措置に関する計画書

(2) 廃止し、又は休止しようとする工事が行われている土地の状況を明らかにする写真

【解説】

届出を行った工事について、工事を休止・再開する場合や廃止する場合には、工事の休止、再開又は廃止の日から15日以内に、条例第7条に基づき届け出なければならない。届出は表-Ⅱ.2.3.5に記載の書類を提出し行うことになる。

廃止・休止・再開の定義については「第Ⅰ編 盛土規制法の解説」のⅠ-35頁を参照。

工事の休止又は廃止をしようとする場合は、工事の廃止等の届出前に、あらかじめ安全上の措置に関する承認を受ける必要がある(申請の流れについては図-Ⅱ.2.3.2のとおり)。申請は表-Ⅱ.2.3.6に記載の書類を提出し行うことになる。

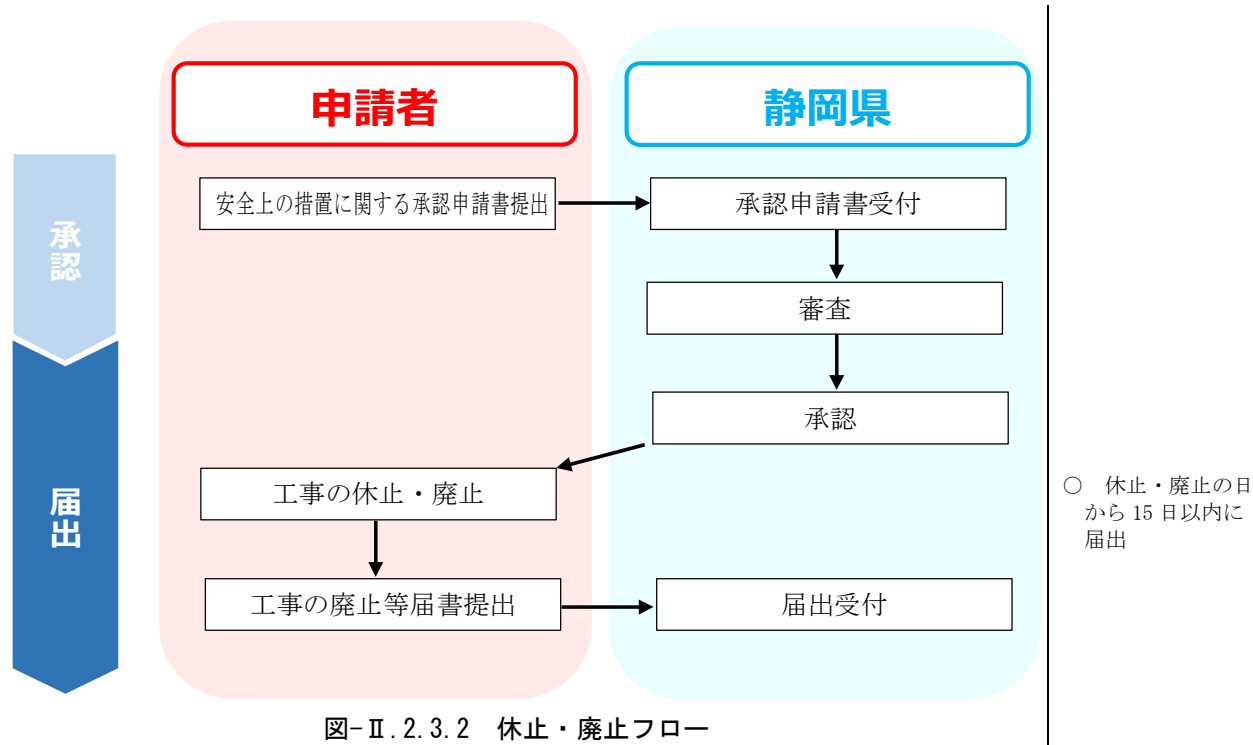


図-Ⅱ.2.3.2 休止・廃止フロー

表-Ⅱ.2.3.5 工事の廃止等届出書類一覧

【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否	△：要否判断 ●：書類の詳細
		擁壁等	
1	工事の廃止等届出書(細則様式14号)	○	
2	安全上の措置を講じたことを明らかにする写真及び撮影位置図	△	△ 廃止・休止に係る届出の場合 ● 撮影位置図には撮影した位置・方向・日時を記載すること

表-Ⅱ.2.3.6 安全上の措置に関する承認申請書類一覧【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否	△：要否判断 ●：書類の詳細
		擁壁等	
1	安全上の措置に関する承認申請書(細則様式15号)	○	
2	安全上の措置に関する計画書	○	
3	廃止し、又は休止しようとする工事が行われている土地の状況を明らかにする写真及び撮影位置図	○	● 撮影位置図には撮影した位置・方向・日時を記載すること

【審査基準】

安全上の措置に関する承認申請では、措置を実施することにより崖崩れ又は土砂の流出の災害を防止でき、安全が確保できる状態となることが承認基準となる。

(3)完了届

【施行条例】

(工事の完了届)

第6条 工事届出者は、当該届出に係る工事を完了したときは、完了した日から起算して15日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

【細則】

(工事の完了届の様式等)

第18条 条例第6条の規定による届出は、様式第13号による工事完了届出書に、工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添えて行うものとする。

【解説】

届出を行った工事が完了した時は、完了した日から15日以内に完了届を提出しなければならない。工事の届出に必要な図書は、表-Ⅱ.2.3.7のとおり。

表-Ⅱ.2.3.7 完了届書類一覧 【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, ー：不要】

綴り順	書類名称 附属書類	要否	△：要否判断 ●：書類の詳細
		擁壁等	
1	届出書(細則様式第13号)	○	
2	工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図	○	● 工事箇所の高さ・勾配がわかるようにスタッフやピンホールを組み合わせ撮影し、届出時の写真と同じ位置からの写真を入れて、前後の比較ができるものとする ● 撮影位置図には撮影した位置・方向・日時を記載すること

第4 公共施設用地の転用の届出

1 届出フロー

【法律】

(工事等の届出)

第21条 (略)

2～3 (略)

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。)は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第40条で同様に規定

【省令】

(公共施設用地の転用の届出)

第56条 法第21条第4項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第18の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第86条で同様に規定

【細則】

第14条 法第21条第4項又は第40条第4項の規定による届出は、省令第56条又は第86条の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

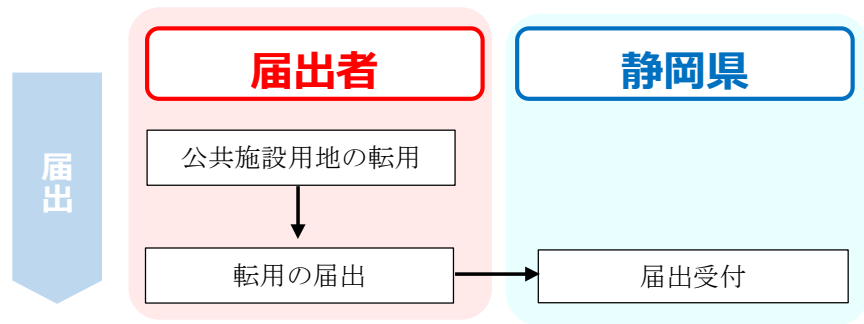
(1) 位置図

(2) 転用した土地の写真

【解説】

宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者はその転用した日から 14 日以内に都道府県知事に届け出る必要がある。許可(第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の許可)を要する工事については届出の対象外となる。

これは本法の規制対象外である公共施設用地が宅地又は農地等に転用され、規制対象となった際にその情報を把握するため、その報告を義務付けたものである。



○ 転用した日から
14 日以内

図-Ⅱ.2.4.1 届出フロー

2 届出に必要な書類等

公共施設用地の転用の届出に必要な図書は、表-Ⅱ.2.4.1 のとおり。なお、内容によりその他の図書の添付を求める場合がある。

表-Ⅱ.2.4.1 公共施設用地の転用の届出書類一覧 【要否の欄 ○：必要, △：条件次第で必要, -：不要】

綴り 順	書類名称 附属書類	要 否	△：要 否 判 断 ●：書類の詳細
		転 用	
1	届出書(省令様式第 18)	○	
2	位置図	○	● Ⅱ-10 頁の「表-Ⅱ.1.3.2 図面の詳細」 参照
3	転用した土地の写真	○	● 転用に係る土地の位置を正確に把握できるように示したもの

第3節 資料

表-Ⅱ.3.1.1 申請許可申請手数料

面積 (㎡)	金額(円)	
	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
500 以内	16,000	11,000
500 超 1,000 以内	28,000	14,000
1,000 超 2,000 以内	40,000	16,000
2,000 超 3,000 以内	59,000	20,000
3,000 超 5,000 以内	68,000	29,000
5,000 超 10,000 以内	93,000	32,000
10,000 超 20,000 以内	148,000	39,000
20,000 超 40,000 以内	229,000	54,000
40,000 超 70,000 以内	359,000	74,000
70,000 超 100,000 以内	508,000	111,000
100,000 超	657,000	136,000

表-Ⅱ.3.1.2 中間検査申請手数料

面積 (㎡)	金額(円)
500 以内	3,000
500 超 1,000 以内	3,000
1,000 超 2,000 以内	3,000
2,000 超 3,000 以内	4,000
3,000 超 5,000 以内	6,000
5,000 超 10,000 以内	6,000
10,000 超 20,000 以内	6,000
20,000 超 40,000 以内	12,000
40,000 超 70,000 以内	24,000
70,000 超 100,000 以内	43,000
100,000 超	62,000

表-Ⅱ.3.1.3 変更許可申請手数料

要 件	算定
1 件につき、①から③までの合計額。	
①設計変更（②のみ該当する場合を除く）	変更前の土地（②に該当せず、面積縮小を伴う場合は縮小後の土地）の許可申請の面積区分での手数料額の 10%
②新たな盛土・切土の土地を生ずる変更	新たな盛土・切土の土地に係る面積区分に応じた許可申請での手数料額
③その他の変更	1 万円

表-Ⅱ.3.1.4 標準処理期間一覧

区分		標準処理期間
土地の形質変更 （宅地造成・特定盛土等）	工事の許可	60 日
	工事の変更の許可	
土石の堆積	工事の許可	60 日
	変更許可	
共通	地位の承継の承認	20 日